

第六十四回 参議院農林水産委員会會議録第四号

昭和四十五年十二月十六日(水曜日)
午前十時三十九分開会

委員の異動
十二月十六日

辞任
宮崎 正義君
補欠選任
矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
國田 清充君
龜井 善彰君
達田 龍彦君
村田 秀三君
沢田 実君

委員

青田源太郎君
河口 陽一君
小枝 一雄君
小林 国司君
櫻井 志郎君
鈴木 省吾君
田口長治郎君
森 八三三君
和田 鶴一君
川村 清一君
北村 暢君
武内 五郎君
中村 波男君
前川 且君
宮崎 正義君
向井 長年君
河田 賢治君

國務大臣

農林大臣
倉石 忠雄君

政府委員

農林政務次官 宮崎 正義君
農林省農政局長 中野 和仁君
農林省農地局長 岩本 道夫君
事務局側
常任委員会専門員 官出 秀雄君

説明員

内閣審議官 小泉 孝夫君
厚生省環境衛生局食品衛生課長 鷺淵 茂君
厚生省環境衛生局食品化学課長 小島 康平君
食糧庁次長 内村 良英君

本日の會議に付した案件

○農薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(國田清充君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農薬取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は御發言を願います。

○沢田実君 まず最初に、農薬取締法の一部を改正する法案が提案されたいきさつ等を考えてみたいと思ふわけですが、最近日本における公害による自然の破壊といふのはたいへんな状況になりまして、植物から動物、そしてまた人間の生命の危険をもいろいろ議論されるような状態になりましたので、御承知のような公害に対する国会が開かれ、その一環として私はこの取締法についても改正を加えようというやうなことが経過しやなからうかと思ひます。

うかと思ひます。

戦後二十数年農薬が使われてまいりまして、あるいはドジョウもフナもみんな死んでしまふ、あるいは秋になつても赤トンボもいなくなつてしまふ、そういう虫がいなくなつてしまふので、それをえさにしている鳥も少なくなつてしまつた。動植物に対する汚染だけではなしに、それを通じて人間の生命にいろいろな危険な状態があらわれてゐる。毎日の新聞が報道しておりますやうに、農薬による被害が大きく出ております。そういう観点から農薬の取締法改正は、その根本精神を、まず人間の健康、人間の生命を尊重しよう、こういうことを私は第一にしてこの改正がなされたんじゃないかと思ふんですが、この改正をなさつた当局は、何を一本根本にしておやりになったのか。きのうのお話を承りますと、農業生産というところが大事だと、それと健康と両方考えたというやうな御答弁のように私承っておりますが、農業生産に対する貢献といふことはあたりまえのこと、特別にま取り立てておっしゃらなくとも当然のことだと思ひます。それがまた貢献してきたことも事実でございまして、それよりも人間の生命に対する危険が非常に起こつてゐる。それに対して何とかしようといふことが今度の改正の私は本旨だと思ふんですが、その点についてのお考えをまず承りたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 昨日大臣が語るその点について申し上げたわけでございますが、いま御指摘のやうに、最近におきます公害問題、農薬につきましてもその一つと見られるやうな状況の中で、われわれ立案いたしました気持ちといたしましては、戦後からあります取り締まり制度を強化いたしまして、農薬の品質の適正化とそれから農家の使い方が適正なやうにもつていくという観点から、したがいましてそれによつて來たるところは、国民の健康の保持なり、国民の生活環境の保

全ということになると思ひますが、そういう観点をどうしても取締法の中に明瞭に入れなければならぬといふことをまず念頭に置いたわけでございます。そういう中で、したがいましてきのうも申し上げましたが、安全なだけ無害な農薬を使つて農業生産の安定をはかる、こういう気持ちで立案をしたわけでございます。

○沢田実君 いまおっしゃつたやうに慢性毒性と残留性といふことを加えて、そして人間の健康を守つていこうといふことが趣旨であれば、私は第一一条の目的に、きのうも議論になりましたが、「農業生産の安定」といふことを冒頭に書くよりも、それをなくするか、あるいは「国民の健康の保護」と及び「国民の生活環境の保全」、その次ぐらゐに「農業生産の安定」といふことが出てくれば、農林省としても国民の健康優先という考え方でこの法案を提出なさつたといふことが理解できるわけですが、きのうからのいろいろな議論を聞いておりますと、なるほどこういう順序に並列に考へてゐる、その結果が国民の健康といふことが軽視されてゐるんだといふやうなことを痛切に感ぜざるを得ないわけですね。その点についてのお考えはどうでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) 取り締まり制度のこの目的にもありますやうに、登録制度を設けてしまつて販売と使用の規制を行なうと、それがこの法律の手段でございまして。そういうことによりまして農薬の品質の適正化とそれからその安全かつ適正な使用の確保をはかるというところがこの法律といたしましてまあ直接の目的になっております。そして広い意味での目的を、先ほど御指摘がありましたけれども、われわれといたしましては、文章としては並列に見えますけれども、いま申し上げましたやうに、手段と直接の目的といふのが一番先にかつておりますので、その範囲内で農業生産の安定をはかるというやうに御理解いただきたい

いと思います。

○沢田実君　そういうことですと、いまこの第一
条を、おっしゃったように、農業の品質の適正化
とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって
国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活
環境の保全と農業生産の安定に寄与することを目
的とする、というようなことにおやりになったほ
うが、いままでのお話よりぴんとくるように思っ
たんですが、そういう考えについてはどうでしょ
うか。

○政府委員(中野和仁君) 気持ちとしてはそういう気持ちを持ちたい。私たちが持つておるわけでございますが、繰り返して申し上げて恐縮でございますけれども、きのうも大臣が申し上げておりましたが、農業というものは、他産業特に工場、事業場というもののからの公害というものはかなり様相を異にしております。他方では、零細な農家が国民の食糧を供給するという面がございますので、やはりわれわれといたしましては、この農業取締法という観点から見しても、農業というものが農業生産の安定にも寄与する必要がある、こういうことも考えておりますので、公害基本法で「産業」とも「調和」という字句は取りましたけれども、やはり零細な農家ということを考えますと、ここまで言うとは少しおかしいかもわかりませんけれども、あらゆる農業を、国民の健康の保護という観点から、それを押してまで農業生産を第一に考えるところ、ということは毛頭ございませんけれども、やはり目的としまして農業生産の安定を加えたほうが妥当ではないかということを考えておるわけでございます。

○沢田実君　そうしますと、もう一度確認をいたしますが、こういうふうに並列的には文章は書いてあれども、実際の農薬の取り締まりについては、当然国民の健康を最優先に考えるのだ、今後の行政についても当然そういうことだと理解してよろしくうございますか。

○政府委員(中野和仁君) それは御指摘のとおりでございますして、改正案の内容をごらんいただき

まして、毒性、残留性についての問題は毒性、残留性が強いというもので押し使おうという気持ちには持っておりませんし、そういうことを押えていくための種々の規制を設けておるわけでございますから、御指摘のとおりだと思います。

○沢田実君 それでは次に第六条のことについてちよつと御質問したいのですが、いままでは登録が許可になりますと、途中でいろいろな毒性の問題が問題になりましたも、すぐ取り消しはできなかったわけですが、今度の改正で、登録後におい

でもそういうことが問題になれば、さっそく品質の変更なりあるいは製造の中止なり、販売の取り消しをさせよう、登録の取り消しをするというようなことが趣旨だと思いますが、その条文の中で、この資料の九ページになりますが、九ページの最後に、「やむをえない必要があるときは、その必要の範囲内において、」という文字が入っておりますけれども、提案理由の説明あるいはその他の説明では、そういう問題があれば即刻登録を取り消

すことができるようになってゐるわけですねども、本文にはこういう文字が入っております。ということは、実際にそういう問題が起きた場合、登録を取り消すまでにはどういふような段階を経て取り消しになるのか、相当いろんな段階を経なくてはならないからこういう文字を入れたんだらうと思ひますが、その点についての御説明をお願いします。

○政府委員(中野和仁君) 一旦登録をしましたものは、この法律にもございますように、第三条の保留要件に該当しなかったという意味で登録されておるわけでございます。それがその後の科学技術の進歩によりまして、毒性が解明をされたり、あるいはいままでの分析技術ではそこまでわからなかったものがそれがわかるようになったということになりました場合に、人畜に危害を与えるおそれがあるということになりますと、これは当然職権でもって取り消すべきではないかということで、今回こういう改正案にしたわけでございますが、その順序といたしましては、おそろくいま申

上げましたような理由でございますから、試験研究機関がいろいろな調査、試験をやりました結果、これはやはりあふないということになるわけでございます。そうなりますと、農林大臣がそれを取り上げまして取り消すかどうかを判断を下すわけでございますが、農林大臣が行政的に一方的にやるということは問題があるかと思えますので、その法律の改正案にもございますように、農業資材審議会の意見を聞いた上でそういう判断をする、こういう順序になるわけです。

○沢田実君　そういう順序であれば、そういうような事態が生ずると認められるに至つた場合には当然審議会にかかりますけれども、登録の取り消しをするということでも十分ではなからうかと思うわけですが、それがそういうような事態が起こつても、その事態が「やむをえない必要があるとき」、あるいは「その必要の範囲内において」と、わざわざこういう制限をおつけになつたのはどういふわけでしょう。

○政府委員(中野和仁君) 先ほども申し上げましたように、これは一たん登録はされておるわけです。それを取り消しますといろいろ影響があるわけでございます。したがいまして、ただ、こんなことはもちろんございませんですが、法文といたしまして、農林大臣がちよつとそういう話があるからといってぱつとやるというようなことはなくて、やはりその点をよく調べた上で慎重に

して——べん登録したものでございますからこれを登録を取り消すのはよほどのことでございます。そういう趣旨で、ここにありますように、先ほど申しました第三条の保留要件に該当するような事態が生じて、それを取り消さないとなかなかあとあと問題が起きるといったようなやむを得ない場合に取り消すということにしてあるわけでございます。別に他意はないわけでございます。

○沢田実君　そうしますと、そういう事態が起こりまして、これはやむを得ない必要がないと判断されれば取り消しなくてもいいということになりますか。当然これはそういう事態が起きて、

「やむをえない必要がある」という問題と、その処置についても「必要の範囲内」と、非常に二重に制限を受けておるように思うわけですが、私はこういうことなしに、最初御説明のあったようにそういう事態が発生したと、これは科学的にはつきりしておるわけですから、そうすればおっしゃるように、審議会にはかることは当然必要だと思えますけれども、大臣が登録を取り消すという段階になって差しつかえないのじやないか、こう思うわけですが、その点非常に、一ぺん登録したも

のをまた取り消すということはそう簡単にできないのだという印象を受けます。また、この条文をたてにして、こういう問題があるから、こういう問題があるから取り消されちゃ困りますすというのと取り消しが延び延びになったりすることは、健康の上から非常に問題が起こると、こう思うわけですが、その点もう少し御説明お願いいたします。

○政府委員(中野和仁君) 先ほども申し上げまし

たように、これはなるほどおっしゃいましたように、客観的に三条の二号から七号までに該当する事態になるわけですが、その場合に必要の範囲でやるということでございますて、不必要なところまでやるという意味ではないという趣旨など書いたわけでございまして、これがあるからといって非常に慎重にしまして、危険があるのに、この規定によりまして農林大臣がやむを得る

特ないといふことは認めないといふことはもちろんないわけでございます。

○沢田実君　いまおっしゃるようなことでしたら、この条文がなくても私はいいでしようといふことです。これがなければならぬ理由はどういふことですか。

○政府委員（中野和仁君）　これは先ほども申し上げましたように、一応保留要件に該当しないとして登録をしておるわけでございますから、やはりこれを取り消す、しかもきのうも申し上げましたように、これは取り消された場合には、登録の性

おります社会的義務からいいますと、これは国として別に補償の必要はないということは裏にあるわけでございますから、やはりそういう危害を与えるおそれがあるということがわかりました薬につきましても、先ほどから申し上げておりますような手続をとった上でやるということでございます。私はこの条文を取ってしまわなくてもいいのではないかと今思っています。

○沢田実君　いま農林省でおやりになっていらつたが、権威ある農林省の機関ではっきり結論が出たが、やはりほんとうにここで登録を取り消すなり、あるいは現在ではできませんが、行政指導とか製造を自粛させようというようなことをするにしても、現段階でもそんなに簡単にやっております。です。それから、いまやつてることを考えてみますと、おそれるやうなことを十分に検討され、しかもこれは実験上も人命に危険を与えるということがあるはつきりして、しかも大臣は審議を経てやることですから、何もこんなことをつけないでも私はいいんじゃないかと、こう思うわけです。それをわざわざつけてあるということは、そこで何か実際にそういう問題が起きたときに、いまでさえわれわれが議論しても、なかなかそう簡単に、きのうもお話でございましたように、一応製造を保留することができないのじゃないかというところについて、それははつきりしないのだからできないのだというところをおっしゃるわけですから、そうしますと、実際上法律が動きまわったときに、そういうものは試験結果が出てくるという問題があるから、「やむをえない必要があるとき」という条文があるからここで考えなければいけないのだという登録の取り消しが延びることが危惧されます。ですから、あつてもなくても同じような条文なら、こんなものは取つてしまつたほうがいいと私は思うわけですが、どうですか。

○政府委員(中野和仁君)　私はあつてもなくてもいいとは思っていませんので、先ほどから申し上げておりますように、一たん登録したものでございますから、その後の科学技術の進歩等によりまして、これはやはり人畜に危害があるというやうなことになる場合でございいますので、一ぺん有効に登録したものを取り消す場合には、これはやむを得ない必要の範囲内において行なうべきだということでございます。したがっていましてこういう規定を置いてあるわけでございます。このほうがいいのではないかと、ただ、いまおっしゃいました意味が若干わかりかねる面もございしますが、これはあぶなそうだしうわけではなと取り消すということにはなかなかまいらない。やはりそこではきちつとした科学的な調査、それに基づいて危害があるということ、明らかにすることが必要だということ意味でございます。

○沢田実君　私の申し上げておることがわからなとおっしゃるからもう一度申し上げますけれども、そうすると反対にお聞きをしますと、これがないとどういう不都合なことが起こるということはないでしよう。私の言いたいのは、私が取つてはぐあいが悪いとおっしゃるから、それは取つてはぐあいが悪いとおっしゃるから、それじゃあこれがなとこういふ不都合なことが起こるのだということをお教えください。

○政府委員(中野和仁君)　農林大臣が恣意にやるということとはございせんけれども、農林大臣が恣意にやるということではなくて、やはり取り消しでございいますから、その事態をよく調べた上で、必要の範囲内でやるというふうな趣旨でなければ、法律としては私は一貫しないというふうに考えます。

○沢田実君　法律の形態としてはこうでなくちやぐあいが悪い、実際の取り扱いについてはこんなものがなくても大臣はそういうことをやるわけがないのだから心配ない、こういう趣旨ですね。それでは、その次にまいりますので、附則の経過措置のところでお尋ねしたいのですけれども、附則の経過措置の4ですが、この法律が国会を通過をいたしますと施行の日がきまるのでありますけれども、

れども、施行の日から起算して二年を経過するまでは再登録については毒性及び残留性の試験成績の記載は必要ないと、こういうやうな経過措置が載つておりますが、その点についての御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(中野和仁君)　ただいま、昨日差し上げました資料によりまして、銘柄にしますと約六千近いものがございますし、有効成分別に見ましても約四百の農薬がございますが、こういう現況の中にありまして、今回毒性とそれから残留性につきまして正規に試験成績をつけてこいといううことにしてあるわけですが、この法律にありますように、農薬の登録というものは三年間が有効期限であります。農薬が順次登録されておりますので、毎月のように登録が切れていつて再申請のときがまたくるということでございます。その際に、一ぺん切られた場合に再申請をしまひます場合に、すべていま直ちに残留性及び慢性毒性の試験成績をつけてこいと言ひましても、これはなかなか困難でございます。と申しますのは、残留性なり慢性毒性の試験につきましては少なくとも一年なり二年なりの試験をやつてみなければ、そういう試験成績というものはつけられないわけですから、そこでわれわれといたしましては、かなり努力を要すると思ひますけれども、その最低二年をとりまして、その間は法文といたしましては試験成績はつけなくてよろしい、その間の再申請についてはつけなくてよろしい、ということにしたわけです。新規の申請はこれは当然つけていただくということになるわけですが、したがっていまして、いまある薬については二年間は要らないということにしたわけではあります。

ただここで申し上げたいことは、その間にあります主要な農薬につきましては、厚生省も農林省もいろいろ試験をやつております。昨日もお話しいたしましたように、農林省といたしましては技術会議でことしもやりましたし、来年からは農政局で一億近い金を使いまして残留性の試験をしようと思つておりますが、そういうことをやり

ますし、また国際機関でもいろいろ残留性や毒性についての調査が行なわれております。そういうことを見まして、この薬は安全性については問題があるといった場合には、今度の新法に照らしまして、必要な場合には使用方法の変更の登録をしたり、あるいは極端な場合には取り消しをしたり、またそれに伴ひまして販売を禁止するという措置がこの二年間の間でもできますので、法文といたしましては、全体の農薬については二年間の成績書はつけなくていいということにしたわけでございます。

○沢田実君　六千も一ぺんにやるのが困難であることはよくわかりますけれども、きのう来局長のお話を聞いておりますと、その中の慢性毒性あるいは残留性等で心配されるのは二、三%だといふやうなお話もおやりになっていらつたやうです。いまのお話でも、特に要注意の農薬についてはこちらでやるというやうなお話ですが、それであればこのところで全部再登録が必要ないというのじゃないに、原則としては必要だけれども、現代の科学の範囲内で心配ないというものは省令か何かで提出をしなくていいというやうなふうにおやりになったほうがこの法律の精神にばくは合ふんじゃないか。要するに現在のはつきりしないけれども、慢性毒性、残留性のことが非常に問題化しているわけですから、この法律ができればまずそれに取組むんだ、メーカについていふうふうになつておるんだ、メーカについていふうふうなので、現代の科学でまあ心配なからうと思われ分については省令なんかで除くという考え方のほうが私はいいんじゃないかと思うのですが、そうせずにあえて二年間はいいんだというふうに、メーカもその研究の必要もないやうな、こういう経過措置をおとすことになつたことについてもう少し御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君)　先生のお話は私もよくわかるわけでございますが、法律の体系といたしましては、これ形式論やつて非常に恐縮でございますが、

ますが、心配性がないかどうかは正式には試験をしなければなりません。われわれ技術的にはこれは心配ないということはわかっておりまして、いまの先生のおっしゃるような体系にこの法律を組みかえるといえますれば、試験成績というものはやはり形式的にもなきやいかぬというふうになるわけですから、先ほど申し上げましたように、四百というような有効成分の薬でございまして、二年間はこういう成績書はつけないでよろしいというのをしながら、その間にありまして、われわれが疑いを持っておりますような薬につきましては試験を進めますと同時に、この法律の体系によりまして、先ほど申し上げましたように変更の登録なり、あるいは登録の取り消しなりその他ができるわけなんですし、また指定農薬にすることも可能なのでございまして、そういうことで対処して、実質的には先生のおっしゃることと同様なことができるというふうに考えております。

○沢田実君 あなたのおっしゃることもわからないわけではありませんが、こういうふうにしたしとしますとメーカーは二年間責任がないわけですよ。この法律が実際にこれがなしに発効しますと、メーカーはさっそく試験制にならぬわけですよ。だけれども、六千ですから、農林省のほうはこの分はよろしいということの一部きめておいて、心配のような分についてメーカーにもやらせるのがより安全じゃないかと申し上げているのです。どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 新規の農薬については別でございまして、継続している分については再登録の申請がございましたとき、農林省があらうなものを試験もしないであぶないという判断をして登録をしませんと、これはその登録が切れてメーカーは売れなくなる、こういうことになるわけですよ。で、そうなりますと、これはどういう根拠に基づいてそういうことにしたのかと、これは農林省がどういう……、そういう慣例であったというのではやはりいろいろ問題が起きるとい

うふうにわれわれ考えます。そこで、むしろあの法律制度といましては、こういうふうにした上で慎重を期して、先ほどからる申し上げているようなやり方でしか対応できないんじゃないかというふうに思います。

○沢田実君 現在登録されている農薬でそう心配がないならば、かまわないんです。ところが、すでに何十年使って、登録を何べんも登録がえをしてきた薬品の中にいろいろな問題が起きておるわけですよ。ですから、現在ほんとうは六千種類のものは、この法律ができたさっそく全部検査しなければならぬというところが私は原則でなくちゃならないと思います。ですから、おっしゃるようにならぬ種類一ぺんにできませんから、だからこの分についてはいいということに農林省できめてもいいんじゃないか。いま局長私が申し上げましたことについて若干誤解がありまして、再登録の許可を与えないわけにはいかないと、そう私申し上げているのじゃないに、取り消せと申し上げているのじゃないに、要するに再登録をする場合に、その申請書に研究資料をつけるというのを原則にしなければならぬという姿勢でないとメーカーは二年間いいことになってしまいますよ。そして二年間さる法にならぬか。あなたのとおっしゃることは、それは農林省でもやります、こうおっしゃいます、農林省としてやることは法律がなくなつていまやっていることなんです。そうしてこれから二年間というものは、いままで農林省が残留性もあるいは厚生省で慢性毒性もやつてきた、それを続けるというに、同じことになつちゃうわけですよ。新規の農薬については違つてしょうけれども、再登録の農薬については二年間は、いままでと同じことになつてしまつていうことを私は心配している。その点どうでしょう。

○政府委員(中野和仁君) 御心配は私もわかるわけでございますが、先生のおっしゃいますようにやりますと、これは施行と同時に全部成績書をつけてこい、こういうことになるわけですよ。ところが

がつてくるような試験を、先ほど申し上げましたようにやるためにはやはり一年ないし二年かかる。これではメーカーなり公的機関に委託するなりしてやらなければならぬ成績書はつけられませんが、ところが先ほどから申し上げているように、大部分と言いましようか、問題のある薬のほうが少ないわけでございますので、われわれはこういうふうなほうがいいと思つておるわけでございますが、問題ないものもつけてこいというのが原則だということ、なかなかできないのでございまして、それを農林省が適当な判断で、省令で、おまへはつけてこなくてよろしい、おまへはつけてこいというふうなやり方は、なかなかやりにくいというところがあるわけですよ。したがってねらつてい

るところは、われわれもこの二年間の施行を延ばすような気持ちは何らございせん。問題のあるものから先に手をつけまして、それについては再登録のくるまでにいろいろのことが、手が打てるようにしたいということを考えているわけでございます。ねらつているところは私は先生と一つも変わつていないというふうに思います。

○沢田実君 私専門的なことはわかりませんが、けれども、たとえばアメリカで特許をとっているの日本が買つたりすると、そういうものには慢性毒性の検査なんかの実績がついてるものもあるわけですよ。それから日本は四十二年から農薬検査所を農林省でつくと、残留性の検査もしているわけですよ。あるいはアメリカの残留性の検査もあるわけですよ。そういうわけですから、いま局長の話を聞くと慢性毒性と残留性はもう何もなければ、みな一から始めるような感じを受けるわけですよ。けれども、私は決してそういうことじゃないと思つておる。ですからいま心配される農薬というものは、きのうも局長言われたように、二%か三%とおっしゃっているのですけれども、その二%か三%は農林省でもそう思うでしよう。しかし、いろいろな試験をしないと確定的には言えないにしても、心配性が考えられるわけですから、そういうものについてはやはりメーカーが、さっそくこ

ういうものをつけるくらい慎重さがあつてもいいのじゃないか。だからこれがどうしてもいおつしやるように半年なり一年では無理だということであつたら、いままでのいろいろな資料もあるでしようし、あるいは農林省の検査した資料もあるでしようし、いろいろあるわけですから、そういうものををつけることが原則だということに私はきびしくやつていただかないと、この法律をつくつても結局同じことだ。新規の新しい農薬だけに事故が起きているならいまの法律だけで問題ありません。だけれども何十年使つてきた農薬からいろいろな毒性が出てきているところに問題があると思うのですが、局長これでほんとうにだいじょうぶでしようか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほどから申し上げておりますように、私は二年の猶予期間を現在登録されている薬につきましてはつけまして、われわれのほうで別に単なる勘ではございせんけれども、過去のデータ等から見まして、必要なものにつきましては先ほど申し上げたように登録につきまして変更登録を職権でやつたりあるいは取り消しまでできるわけでございますから、そういうものについては、そちらのほうで処置をしたほうがいいのではないかと、試験成績書をつけてこいということになりますと、やはりこれは先ほどから何べんも申し上げますように、一年ないし二年からなければつけれないわけですよ。その間に登録が切れてしまつたら、そこでおしまいということになるという問題があるわけでございますので、われわれのほうの考え方でもやらないでいただい

うが、スムーズではないかというふうに思います。

○沢田実君 いままでの実績が確かに農林省でいま使つておる農薬で農林省の試験の結果これは危険だと、だからこれは登録について保留するとかあるいはいろいろの注意を与えるとかというふうな実績があるならよろしいのです。ところが、いままでの、実際問題はきのうもお話出ましたけれども、地方の主婦連からいろいろ問題が出たり、町医者二十年も三十年も研究して母乳から

こういうものが出てくるということを発表したり、結局農林省の機関以外のところから問題が出て、そして農林省なり厚生省であつたから研究して、試験して、そうして問題になつてゐるのですから、いま局長おっしゃる通りに、それでも私のほうでやるからよろしいと言われても信用できませんね。その辺が問題だ。だから私は何べんも申し上げてゐるようにメーカーにもやっぱり責任を持たせる最初から、そういう計画でなければこの法律をつくつてもざる法になつちゃうんじゃないかということをお心配してゐるのですが、よろしゅうござい

ますか。
○政府委員(中野和仁君) 御心配は私も別に否定はいたしません。そういうことがあるものですが、何度か繰り返すようだけれども、この二年間の間にできるだけあつたようなものについてはやつてみる。過去のデータ等もこういうものについてはそういう判断の上で、この改正法によりましていろいろな措置もいたしますというのを申し上げてゐるわけでございます。

○沢田実君 それでわかりました。二年間でおやりになるということですので、問題をおかしてお尋ねをしたいと思うわけですが、まず厚生省の方に課長さんにお尋ねしたいのですが、厚生省では現在どういう体制で慢性毒性というものを試験していらつしやるか。この新規の農業が出てきて、厚生省で慢性毒性をこういう要領で検査するということを詳しく教えていただきたいと思うのですが、心配ないという農林省の判断をなさるまでの検査の順序、検査体制というものをちよつとお願ひしたいと思ひます。

○説明員(小島康平君) 現在厚生省のほうには慢性の検査機関として国立衛生試験所がありまして、そこでやつてゐるわけでございますが、そのやり方といつたしましては、新規の農業につきましては、一昨年からその登録の申請の際に農林省のほうに三カ月の毒性試験データが提出されることになつておりますけれども、それを私どものほうの食品衛生調査会にごさいます残留農薬の部会にかけま

して、それから三カ月のデータをもとにいたしまして、非常に高い安全率を見込みまして、農林省のほうにこれならば使用しても差しつかえないという意見を差し上げて、それによつて農林省は御協力をなさる。そういたしました、私ももとしましてはさらに新規に登録になりました農薬につきまして、国立衛生試験所において二年の絶えず試験を行なう。それからまたさらに催奇形性の試験というふうなもの、これは大学に委託をして行なうというものでやつておるわけでございます。それから過去において登録になつております農薬につきましては、実はそういう体制になつておりません。先生御指摘のとおり、国際的に規格とい

いますか、国際的にそういう試験成績のあるものはそういうものを採用いたしますが、そういう資料のないものにつきましては、私どものほうで過去に許可になりました農薬の洗い直しというものをやつております。国立衛生試験所におきまして、年次計画を組みまして洗い直しを行なつておりました。大体昭和四十八年までに食べものに残つてくる農薬で主要なもので国際的なデータのないうものというものは洗い直しが済むといううな体制でやつておるわけでございます。

○沢田実君 そうすると、いまおっしゃつたのは、三カ月の試験というものはメーカーがやる、それから厚生省では二年間の試験をやる、こういうことでしょうか。
○説明員(小島康平君) はい。

○沢田実君 そうしますと、今度この法律ができまして、すでに登録されてゐる分が二年間の猶予期間ということですが、その間に検査をするといううことになりまして、実際問題は、六千種類の登録されたものは全部厚生省のほうではこの二年間に慢性毒性については検査をする、こういうふうになりますか。

○説明員(小島康平君) これは農林省のほうから御説明をいただいたほうがよろしいのではないかと思ひますが、農林省では再登録に際して提出させます毒性試験データというものは、その製造

者に義務づけるというお考えと存じまして、私もとしては、農林省で御登録になつておられる農薬の中には、全く食品の中に残存しないほかの用途のものもございます。私もとしては、独自の立場で食品に残ります主要な農薬について洗い直しをするという姿勢をとつておるわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、いま六千種類の農薬登録されてゐる農薬の中で、厚生省としては先ほどおっしゃつた四十八年までですか、一つの目標をきめてやりたいとおっしゃつてゐるのは、何種類くらいのおやりになる予定ですか。
○説明員(小島康平君) 大体二十四農薬程度でございます。

○沢田実君 厚生省ではその毒性検査をなさるいはゆる専門の技官と、あるいは機械の設備等はどうのような規模でおやりになつてゐるのでしょうか。
○説明員(小島康平君) 国立衛生試験所におきまして、行なつておるわけでございますが、その人員は国立衛生試験所は総員が約二百二十名、そのほか、大阪に支所がございまして、四十五名ばかりおりますが、実際にこの仕事を担当しておりますのは、毒性部でございまして、毒性部では約十数名の人員がございまして、そしてここで毒性研究施設を持ちまして試験を行なつておる次第でございます。

○沢田実君 その毒性部、現在十二名いらつしやるらしいのですが、その中でいゝわゆる専門的に研究できる技官が何名いらつしやるか。事務を担当する人等を除いて、あるいは同じ技官であつても慢性毒性を検査するような専門でない人もいらつしやるかもしれませんので、それから年次別にそういう専門技官をどのくらい増員する計画になつていらつしやるか。

○説明員(小島康平君) 私、ちよつといまその詳細な数字を持つておりませんが、先生のお許しをいただければ、後日詳細な資料を提出させていただきます。それから私、これは所管が私の省で業務局になつておりました、人員の増につきましては毎年要求をしてゐるようでございますが、あまりふ

えてないというところは承知しております。もう人員はむしろ例の人員削減を食ひまして、衛生試験所全体として、むしろ減つてゐるというふうな状況でございますので、おそらく毒性部についておふえてゐないのではないかとこのうに考へております。

○沢田実君 そうしますと、四十八年までに二十四農薬をおやりになるという御方針はお聞きしましたが、現在十二名ほどの陣容で二年間かかつて毒性検査をする、この農薬について、あと余裕がどのくらいあるかわかりになりませんでしょうか、検査できる余裕。
○説明員(小島康平君) 実は国立衛生試験所の毒性部におきましては、こういう農薬以外に添加物の再点検あるいは食品以外のたとえば医薬品等につきましても試験をいたしておりますので、精一ぱいでございまして、とにかく私もとしてはやらなければならぬものについてはやつてもらふという姿勢でお願ひをしてゐるところでございます。

○沢田実君 次は農林省のほうにお尋ねしたいのですが、いま厚生省の慢性毒性の検査体制ですが、農林省の残留性の検査体制について御説明いただきたいと思ひます。
○政府委員(中野和仁君) 農林省におきましては、農薬検査所がございまして、そこに四十二年から残留検査課というのをつくりまして、現在十三名になつておりますが、来年は技術調査課というのをつくりまして、それとあわせまして農林省としての直接の検査をやつておるわけでございます。

○沢田実君 殺虫剤と除草剤と殺菌剤と三種類あるのをあそこでも検査しておるようですが、実際にあそこでもやりますには、残留性の検査ですから、農薬試験場で農薬をばらばらに散布して、そこで収穫されたいゝわゆる農作物を持つてきて、そして分析をするというふうなことをやつてゐるようです。で、幾ら少なくとも一年間かかるのじゃないかと思ひますが、そこで一体何種類くらいの農薬を一年間にあの検査所では検査できるのか、そ

の検査能力はどうでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) 新規の化合物につきましては、一年間に最大五十くらいはできるといふふうになっております。

○沢田実君 そうしますと、先ほど二年間の経過の期間をきめて、二年過ぎれば今度一切、再登録の場合についてもメーカーも書類をつける。それについていわゆる慢性毒性あるいは残留性については厚生省と農林省が全部試験をする、こういうふうになると思うのですが、このいまお話があったような検査体制では厚生省では二十四農薬でせいぜいじゃないか、しかも四十八年まで。それで農林省では一年間五十農薬くらいしかできないじゃないかということになりますと、六千種類の農薬についてとはとても不可能なようにも考えられるわけですが、その点についてはどんな対策をお持ちなんでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) 最初に申し上げましたように、銘柄は六千でございすけれども、成分で分類しますとこれは四百くらいです。それで一年間で五十やりますとこれは百やれるわけですが、先ほどから申し上げましたように、全部が全部そんなに残留性が強いあるいは慢性毒性があるというものではございませんので、われわれのほうでわかっておりますものの中からそういうものが強そうなのを先へ取り上げてやっていくということになるわけです。

○沢田実君 そうしますと、この法律ができて慢性毒性、残留性については全農薬についてやるというのじゃないのですか。二年間の猶予期間が過ぎれば全農薬についてやる。四百種類で有効成分とおっしゃいましたが、登録されているのは五千何百——六千種類の登録ですよ。再登録というのは六千種類出てくるわけですよ。四百何百じゃ検査のしようがないじゃないですか。

○政府委員(中野和仁君) 四百が会社の銘柄でみな違っていて六千になっているわけですよ。同じ成分のものは一つやればこれはどの会社でも共通のものになるわけです。その点は六千を全部別々に

試験をする必要はない。同じ種類の成分のものは一つやればこれはどれにも共通ということになるわけです。

○沢田実君 そうしますと、四百種類の銘柄ですから、一つの銘柄で、たとえば二%、三%と混入率が違うものやら、三共だ武田だというメーカーの違うものやら、そういうふうになりますと六千になるわけですよ。登録というのは一つ一つじゃないんですか。登録というのは、四百何百の有効成分で検査をしておけば、あとはどんなものをとっても登録のときは通るのですか。

○政府委員(中野和仁君) 失礼いたしました。いまおっしゃいましたように、成分が二%か三%、これは架空の数字といたしまして、そういうふうに通っているものはまたやるわけでございます。同じ成分のものは一つの試験でいいということでございます。そういうことでいま成分が同じもので分けていきますと四百である、こういうことです。

○沢田実君 成分が違うというのは、含有のパーセントの違いじゃないですか。BHCならBHCというものを一つにして数えたものが四百何百、そのパーセントが違うという、メーカーが違うと六千のほうに入るのです。登録は六千は一つ一つやっているのではありません。そんな四百何百の有効成分別に試験すれば、あと六千のほうは関係ないのだと、どんなにふえてもようがだから対象にされるのは四百十一ということでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) 慢性毒性の試験につきましては、これは同じ成分でやるものですから、これは一つになると思えます。製剤になりますとおっしゃいましたように二%、三%でございますが、これは使用方法の違いになってくるわけでございます。慢性毒性の試験についてはもうその一つでいいのではないかと、こういうことでございす。

○沢田実君 残留性は……。
○政府委員(中野和仁君) それから残留性につきましては、使用法が違いますればこれは別にやらざるを得ないというふうに思っております。

○沢田実君 ちょっとわれわれしろとよくわからないのですけれども、残留性というのは、いまのお話ですと、慢性毒性のほうは四百何百でいいと、残留性についてはそういうわけにはいかぬというところは、パーセントが違えばやっぱり違うわけですよ。使用方法が違うというところは、そのパーセントとか何か、そういう有効成分と、いろいろ何と申しますか、混入率ですか、そういうことで使用方法というのはいまきまるわけでしょう。そうしますと、四百何百ではいかぬわけでしょう。

○政府委員(中野和仁君) それは私が先ほど一年に五十と申し上げましたのは、その成分で話でございます。その全体の製剤の中に何%入っているかによつての差、これはもう作物に与えてみればいいわけでございます。それから、もつと簡単にいろいろな面で残留が、何%入っているものはどうなるかというところはわかるわけでございます。これは先ほどの五十ではございせん。もつとたくさんやれます。

○沢田実君 いや、パーセントの違うのをやりまして、農事試験場で散布をして分析機関で分析するというのは、幾ら短くても半年や一年かかるわけでしょう。そうしますと、実際に残留検査をしなければならぬ、いわば登録をされている種類というのはいくつあるのですか。概略でけっこうです。

○政府委員(中野和仁君) 有効成分で見まして、残留性でわれわれ大きいと考えておりますのは、いまの四百の四%約十六程度、それから慢性毒性の大きいものと考えておりますのは大体十二程度というふうに見えております。しかしこれはもちろん正確ではございせん。やってみなければわからぬという問題もございす。そういう程度でございす。

○沢田実君 そうしますと、そういうのは優先して結局慢性毒性についても残留性についても検査をするのでしようけれども、実際に登録をする場合には、会社もつけ、農林省でもやる、厚生省でもやるという、いわゆる六千種類の扱いについては、逆に申し上げますと、二年を経過すれば一切できるのだと、こういうふうになりますか。

○政府委員(中野和仁君) いろいろわれわれこれを立案するときに、その辺の能力の問題、それからその他の問題も考えましてやりました。ですから、やはり趣旨から言いますと、できるだけ短い間にそれをやりました。御提案申し上げました以上、この二年の間にいろいろなことを考え、また立証をいたしまして、そういう二年後にはすべて試験成績書は毒性、それから残留性についてつけさせるといふことに踏み切ったわけでございます。やるつもりでございます。

○沢田実君 検査所で実際に慢性毒性、残留性と両方パスした数などというのはほんの少しだといふふうに私は聞いています。しかも残留性について現在申請中のものが約二十もある。現在の十名ちよつとの陣容で、しかも残留性を分析するような専門の技官というのは九名ばかりしかいないんですね。農薬検査所の実際の陣容というのは、人員削減だからふやせない、こういうような現況だと、農薬検査所のほうで一人や二人は毎年ふやしているようだけれども、卒卒の専門の人を採らないで、よその職場から回しているわけですよ。ですから残留性を検査できる能力のある人はいないわけですよ。人間ふえても、おそろくことしも一人か二人ふえているようだけれども、専門の人じゃないんですね。そういうようなことを考えますと、いま有効成分で一年で五十できると局長おっしゃっていますけれども、私はとてもそれはできないと思います。その辺についてきくのも話がありましたが、財団法人の残留農薬試験所ですか、これは起工式もやつたかやらないかで、土地だけ買つたような程度ですから、これが完成して実際の調査に動き出すのは一年か二年先である、実際に動かすと言えればそれから一年か二年たないと実際の検査はできないわけですから、ですか

もやるという、いわゆる六千種類の扱いについては、逆に申し上げますと、二年を経過すれば一切できるのだと、こういうふうになりますか。

○政府委員(中野和仁君) いろいろわれわれこれを立案するときに、その辺の能力の問題、それからその他の問題も考えましてやりました。ですから、やはり趣旨から言いますと、できるだけ短い間にそれをやりました。御提案申し上げました以上、この二年の間にいろいろなことを考え、また立証をいたしまして、そういう二年後にはすべて試験成績書は毒性、それから残留性についてつけさせるといふことに踏み切ったわけでございます。やるつもりでございます。

○沢田実君 検査所で実際に慢性毒性、残留性と両方パスした数などというのはほんの少しだといふふうに私は聞いています。しかも残留性について現在申請中のものが約二十もある。現在の十名ちよつとの陣容で、しかも残留性を分析するような専門の技官というのは九名ばかりしかいないんですね。農薬検査所の実際の陣容というのは、人員削減だからふやせない、こういうような現況だと、農薬検査所のほうで一人や二人は毎年ふやしているようだけれども、卒卒の専門の人を採らないで、よその職場から回しているわけですよ。ですから残留性を検査できる能力のある人はいないわけですよ。人間ふえても、おそろくことしも一人か二人ふえているようだけれども、専門の人じゃないんですね。そういうようなことを考えますと、いま有効成分で一年で五十できると局長おっしゃっていますけれども、私はとてもそれはできないと思います。その辺についてきくのも話がありましたが、財団法人の残留農薬試験所ですか、これは起工式もやつたかやらないかで、土地だけ買つたような程度ですから、これが完成して実際の調査に動き出すのは一年か二年先である、実際に動かすと言えればそれから一年か二年たないと実際の検査はできないわけですから、ですか

もやるという、いわゆる六千種類の扱いについては、逆に申し上げますと、二年を経過すれば一切できるのだと、こういうふうになりますか。

○政府委員(中野和仁君) いろいろわれわれこれを立案するときに、その辺の能力の問題、それからその他の問題も考えましてやりました。ですから、やはり趣旨から言いますと、できるだけ短い間にそれをやりました。御提案申し上げました以上、この二年の間にいろいろなことを考え、また立証をいたしまして、そういう二年後にはすべて試験成績書は毒性、それから残留性についてつけさせるといふことに踏み切ったわけでございます。やるつもりでございます。

ら、逆に申し上げますと、二年過ぎたら一切この法律で全部やれるんだという体制がほんとうにできるかどうか、逆に申し上げますと、ほんとうに心配なんです。その点はいかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 御心配の点は私もそのとおりだと思います。しかし法律で先ほども申し上げましたように、こういうふうな割り切ったわけでございますので、最大の努力をしたい、これはもちろん人員の増強、予算の獲得、その他あると思いますけれども、それからまた試験検査をする人の技術の向上ということも必要だと思えます。

それからなお、農業検査所がまた主として県の試験場に補助試験等をもろん委託をして手伝ってもらおうということも同時にやらなければならぬということも考えております。

○沢田実君 それから県のほうでも県の試験場に對して機械を新しくだいぶ配付されたようですが、実際の機械を使って正確に検査できる専門家みたいな者は全国の農事試験場にどのくらいおられますか。

○政府委員(中野和仁君) ただいまのところ、県は平均しまして二名程度でございます。これではもちろん人数的には私たちが足りないといろいろ配置転換、その他でそういうことをやっていかなくちゃならぬというふうに考えております。

○沢田実君 それから話は別ですが、農業検査所ですか、機械もそろえて人も一応そろったようなかっこうになっておりますけれども、実際に検査所の方々の話を聞きますと、この機械があるじゃないかと農林省言われるけれども、それが二つも三つもいけなかったほうが作業が進むんですね。幾ら申請してもちっとも機械を買ってもらえないようですが、その辺の法律ができた場合についての予算措置についてはお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(中野和仁君) 四十五年は定員が四十七名で九千四百万円で運用しておりますが、来年度の予算要求としましては、これは人員は三ないし五名増、予算額では約一億四千万円というつもりでおります。それからなお、一つの課を、技術課

査課というのを新設していきたいというふうに考えております。

○沢田実君 そうすると一億四千万のうちの新しい機械等の施設費はどのくらいですか。——けっこうです、なかったら。

○政府委員(中野和仁君) それじゃ後ほど差し上げることになります。

○沢田実君 農業検査所の話が出ましたので、ついでに直接これに関係ないことですが、あそここの試験課でしたか、課の名前忘れちゃったけれども、実際の市販されている農薬を持ってきて、表示している成分と同じであるかどうか、あるいは混合しているパーセントは表示どおりであるかどうか、研究しているようですが、実際に試験してみますと、表示どおりでないのがあるらしいですね。その実績等はそちらで掌握していらつしやいますか。

○政府委員(中野和仁君) 掌握しております。ちよつといま資料を探しております。後刻御報告申し上げます。

○沢田実君 そういうようなメーカーに對しては適切な行政指導なんかおやりになつていらつしやいますか。

○政府委員(中野和仁君) いま資料を探しますけれども、抜き取り検査をやりました結果、表示の違反なりいろいろな害がありました場合には行政処分、場合によっては一年間営業停止というようなこともやつております。

○沢田実君 農薬の問題についてはきのうからいろいろ議論されておりますように、われわれの健康というのを考えますと、もつともときびしくしていただきたいし、ところが実際検査体制を見てみますと、これは時間がないからやめまがしたいへんな問題です。その点について局長の答弁のとおり、ほんとうにできるようにしつかりやつていただきたいと思ひます。

それから農薬のほうで、もう一つお尋ねしておきたいのは、土壌汚染のほうでまたお尋ねしようと思つていますが、現在の農薬で土壌が汚染

されて相当長い期間土壌に残留するために、今度議論になる土壌汚染防止法のような措置をしなくちゃならないような残留性を持った、土壌の中に残留する農薬というのはないのですか。

○政府委員(中野和仁君) 最近、残留問題がやかましくなつてきておりまして、ドリン系の農薬につきましては数年は残留する、その点についてどの程度どうかというところは農林省で試験研究やつておりますが、少くとも一ぺん土壌に蓄積しますと、そのまま永久に抜けないというものは農薬についてはないようでございます。しいて申し上げますればボルドー液に銅が入つております。

銅が蓄積するというところはございますけれども、土壌汚染との関連で申し上げますれば、これは鉱山その他の銅の蓄積が大部分でございます。農薬だけがボルドー液の中の銅が残留して、これが防止対策までやらなければいかぬというところまではいつていないというふうにおわれわれ見ております。

○沢田実君 それから農薬のこの登録申請されて実際に却下せられた例というのがございますか。

○政府委員(中野和仁君) 実際の取り扱ひいたしましては、いろいろ事前にお持ちになった場合に、これはいけないとか何とかいう指導をしておりまして、法律上正式に農林大臣が却下したというものは最近ほとんどございせん。

○沢田実君 最後にもう一点だけお尋ねをいたしますが、昭和四十一年に衆議院の科学技術振興対策特別委員会ですか、そこで農薬の残留性の科学的究明及び対策樹立に関する決議というのがなされたとして、詳細は申しませんが、三項目の決議がなされているわけですか。この当時から、四十一年ですら、ほんとうに腰を入れてやつていけば、いまこんな問題は起こらなかったわけですか。これは一生懸命やつたけれどもおとしやるかもしれませんが、せうけれども、私はそのときにもつとも本腰を入れて対策を立てれば現在のような農薬による被害というものはこんなにならなかったのじやないかと思ひます。それで同じようにこの法律が

できた。あるいは、二年間はいま申し上げましたように若干問題もありますけれども、実際の法律ができることによつて、この辺で議論されておるようなこと、あるいはいま国民が非常に心配しているようなこと、それから実際に効果があるかどうかということ、それが非常に疑問になります。そういうことですので、過去の実績に照らして、将来についてはこの法律ができる以上は農林省も全力を尽くして農薬協というものをなくしていく努力をしていただきたいわけですが、農林省としての決意のほどを最後に政務次官に御答弁をいただいて質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(宮崎正雄君) 科学技術特別委員会問題になった当時と現時点ではまあ背景が非常に変わつてきていると思ひます。その当時は非常に度予測とかあるいは理論的な問題のほうが主だったのでありますが、今日のように現実的な問題はここのようにきびしくなり、さらにまたそれに対する国民の世論もこのように高まつておるときに、農林省が国民の健康を保持増進するという立場からこの問題に從來とは全く別な新しい決意を持つて取り組まなければならぬというところは、これはもう申すまでもないことでございます。御趣意を体して今後全力を尽くして御期待に沿いたい、このように思ひます。

○河田賢治君 時間がきわめて制約されておりますので、できるだけ簡単に質問し、また簡単に明瞭に御答弁願ひたいと思ひますが、一つは農薬が販売禁止される、あるいは使用禁止されるという場合に、回収ということが問題で、一応このことは衆議院でもだいぶ問題になりました。しかし販売してはならないようなものはもう廃棄すべきであると大体考えられるわけですから、これについてやはり廃棄をする、農林省の職員なり何かが立ち会つて廃棄をしてしまふというようにしませんが、いろいろな形で残留——まだ売れ残りがあったり、あるいは回収ができなかったりするというようなことがあると思ひます。この点が一つでございます。

それから、一度に聞きますが、次は農薬の検査ですが、局長は農薬検査所の能力というものは十分間に合うようにおっしゃってありましたけれども、実際この人々に聞きますと、再登録というようなものはほとんど検査が省略されておる。たくさんになって、一年間、新しい登録もありそれから再登録もあるという事で、これに追われて十分な検査もできない。特に新規登録なんかでも追試験なんという事はほとんどやられていないので、ただ添付された試験成績などを勘案して許可をするというやうなやり方になっていくわけですね。こういうやうな状態であるならば、決して安全な農薬をつくり出す、またそういう規制をするという事にもこと欠くと思うのです。したがって農薬検査所の機能なり、またその人員は多少ともこのように重点を回して、そうして今日の農薬公害を早く防いでいくことが必要だと考えます。その点が一つ。

それから農薬の検査については、大体三カ月ぐらいの実験でラット、マウスぐらいの小動物しか使っておりません。これは御承知のとおりアメリカあたりになりますと、非常に大動物なんかに使って、一つの新しい新薬を開発するにしても六年、七年かかるというふうな、大規模な民間自体がそういう設備を持っているようでありながらなかなか日本ではそういうことがない。しかしながら試験のあり方というものは、やはり大動物などを使って、たとえば犬とかサルとかというものを使って、しかも品種をたくさんそろえて検査をしますと、十分な、農薬が安全であるという事は保証できないと思うんです。ある専門学者によりますと、たとえばいま日本の学界では神経系統などについて、毒性の農薬ですね、神経の問題についてはまだ学界でも討論されていないほど、今日まだこの分野が未発達であります。しかし一方学者としては、たとえば人間に非常に似ておるのは鶏の神経と人間の神経、それから豚の皮膚と人間の皮膚とは非常に似たおる。それから馬の肺と人間の肺も、これもよく似たおる。形体、

外見ですね、こういうものはサルが一番よく似ておる。したがって残留毒性やあるいはまたその他毒物性の農薬を研究する場合には、こういうふうな多種多様な動物を実験してみることが必要ではないか、こういう意見を今日持っておる方々もおります。これはまだそういう一般の検査内容がそこまでは来ておりませんけれども、きわめてわずかな動物で、しかも小動物だけでやるという事は、農薬を検査するには非常に不十分だと思ふのです。こういう点について、今後新しくこういうやうな問題を取り入れて、検査能力を拡充する考えはおありかどうかという問題が一つ。

それからもう一つは、残留農薬研究所、これは私もこまかい設立趣意書をいただきました。これは大体日本の学術会議が昭和四十三年ですか、総理大臣に報告しておりますが、これに基づいてこれができたやうであります。やはり財団でつくられども、この出資金が多きはやはり農薬をつくる工業会等々がかなり中心になっておるやうであります。しかし趣旨に沿う中立性を保つためには、できるだけこういう、いわゆる製造業者を中心にする業界からの金は少なくして、できる限りこういう試験研究機関に対しては、国が大体保障するという方向が私は必要でないかと思うのです。どうしても、こういう財界にある程度でも干渉されたりくちばしを入れられるやうな結果になりますと、中立公正な研究機関というものはできないと思うのです。これが一つ。

それからもう一つは、研究所の能力について若干ここに説明がございますけれども、主として農産物の残留性を研究するやうに書かれております。しかし、いま農薬の中には、かなり土壌残留性というものも必要なのであります。たとえば権威のある若月俊一さん、佐久病院の院長さんが、水銀剤、これは米のほうの防除のために最近これが禁止されてからはずっと米の水銀含有量が非常に減ってきた、しかしながらいまなお畑作の中で土壌を消毒するためにこういうものが使われて、高原地では御承知のとおりレタスなんかに相当これが残留

しておるということで、若月さん自身がこういう報告をされております。したがっていまして、この水銀などの使用についても、即刻こういうものの使用をできるだけ制約すること、新しくできる農薬研究所ですね、残留農薬の研究所などには、単に作物だけでなく、土壌、水質汚染、こういう今日非常に毒性のあるすべての農薬の残留性などを、広範にしかも大規模に早くこれを研究する必要があると私たちは考えるわけです。したがっていまして、この資金などもっと政府がどんどん出して、そうしてこの方向で拡充されて、安全な農薬を供給するという趣旨に沿っていただくという事を私たちは要求するものであります。これに対する御所見を承って質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 最初にお話のございました登録を取り消された場合の農薬の廃棄の問題でございますが、お説のように私も回収をして一カ所にまとめて大きく積み上げて、これはなかなか処分が困ると思ひます。やはり農家の手元あるいは農家に各自に廃棄せよとなかなか問題があるのならば、村で集めるという程度にして廃棄をすべきだというふうに私は考えております。

それから二番目の農薬検査所の問題でございますが、確かに御指摘のやうに人員が少なくて非常に再登録等も多いものですから、再登録についてはやや形式に流れるという事はあり得たと思ひますが、こういう今回のやうな改正法を出します機会にできるだけの範囲内でわれわれは人員の増強、予算の獲得その他努力をいたしまして、もっと精密な検査ができる方向に持っていきたいと考えております。それに関連いたしまして、いまのわれわれのほうの慢性毒性の試験は亜急性試験で三カ月、それも小動物でやっておりますが、御指摘のやうに、これは国際的にも二年やるとやうなこともあるやうでございます。大動物を使つております。将来われわれは必要なものについてはそういう方向に持っていくやう、技術者にもよく相談をしてやっていきたいと思つております。

それから残留農薬研究所の問題につきましては、御指摘の点、そういう点もあるやうかと思ひますが、これをつくりましたのは、そこにお持ちになつております趣意書にありますやうな趣旨でございます。ここで新規の農薬を開発メーカーがいたしましたものをこへ持つてまいりまして、そこで残留性等の試験をやつてもらつと、こういうことでございます。そうしますと、そこでやつた結果、新しい農薬が誕生をいたしますと、これはもうメーカーの非常な利益になる。ある意味じゃ、私は受益者負担としていただくのが当然じゃないかという氣もいたします。ただし、この運営についてメーカーから非常に多くの金が出てくるからそのひもつきだということになりますと、これは何のためにつくつたものかわかりません。そこで、御承知かと思ひますが、残留農薬研究所の理事の構成をごらんいただきましたら、大部分は農林省、厚生省の人、それから植物防疫関係の団体ということで、メーカーの代表である者は二十一人中三人しか入れておりません。それから技術者等もメーカーのひもつきでやつておるのじゃなくて、この研究をみずからやつておるという事で、中立性の運営はこれはやつていけるというふうにわれわれは考えております。

それから、最後の御指摘の単なる農作物残留だけではないと、それはもうそのとおりでございます。今度の改正にもございますやうに、土壌残留の問題、水質汚濁性の問題、これも含めましてわれわれは、一方ではそういう農薬の規制をしながら、一方ではそういう面の研究を進めなければならぬというふうに考えております。以上でございます。

○委員長(國田清充君) 本案に対する質疑はこの程度にとどめておきます。
これにて午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十三分休憩
午後一時四十六分開会

○委員長(園田清光君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中村波男君 農用地の汚染防止法について、疑問点を追って質問をいたしたいと思うんですが、まず第一といたしましては、第二条の三項の「特定有害物質」とは、というところに、衆議院で「カドミウム等」という字句が入ったわけですが、政令で定めず特定有害物質とは何を考へておられるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) お話ございましたように、衆議院の修正で「カドミウム」という字句が入りましたので、政令では当然カドミウムは指定するわけですが、そのほかに、今回の法律案におきましては、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産される場合、それから農作物等の生育が阻害される場合、二つあるわけですが、農産物の生育が阻害される場合として、われわれは、カドミウムのあとに引き続き、銅、亜鉛を指定したいと考えております。それから鉛、砒素につきましては、これは人の健康をそこなうおそれがあるものとも言われておりますので、厚生省ともよく連絡をしながらその辺が明確になり次第指定をしたい、こういうふうに考えております。

○中村波男君 農政局長の御答弁に基づいて、さらに確認をいたしたいと思うんですが、カドミウムはもちろんのこと、銅、亜鉛についても指定をしたいということですが、これは同時指定をおやりになる考えでありますか。

○政府委員(中野和仁君) 気持ちとしてはそうしたい面もあるわけですが、銅、亜鉛につきましては、過去のデータ等もございまして、この法律に基づきまして、至急に調査をいた

しまして、できるだけ早く指定をしたいと考えております。

○中村波男君 新聞等の伝えるところによりますと、農林省は最初はカドミウム、銅、亜鉛の三重金属を有害物質として指定する案をおつくりになつておつた。しかし公害罪等の後退等々から政府と自民党との調整とかかわり合いからこれを抜いたということと新聞が指摘しておつたわけですが、そのいきさつについて、大臣からひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまお話のような新聞記事は、私も見ておりませんが、ただいまお話のようなことはございまして、私も立案の当時から、農政局長がお答えいたしましたような方針でやつてまいつております。あとは、たうとう研究した上で政令で定めると、こういうふうに考えております。

○中村波男君 できるだけ早く、銅、鉛についても指定をしたいということですが、それはいつになりますか。年限をば切つて質問をいたしたいと思ひます。一年以内ぐらいのうちに銅、亜鉛というものを政令で出させるといふ予定といふんですか、計画といふんですか、お考えがあるでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) できればそうしたいと思つておりますけれども、調査の進捗具合といふこともございまして、私、一、二年以内のうちでできるだけ早くというふうに考えております。○中村波男君 そこで、これは厚生省が出席がまだないようでありますから……。それで現実に被害が出ていなくとも、また少なくとも、発見されておらずとも、危険であると思われるようなものについては、いわゆるおそれのあるものについては指定をして、土壌が汚染をされない対策といふものを立てる必要が最も肝要ではないかと思ひます。汚染されてからこれを防除するといふことは容易なことではないわけでありまして、したがって、残念ながらいまお話を聞かされても、銅、鉛等についてはまだ完全なデータ等もないの

で、さらに研究をした上で指定をするというような状況にあるわけでありまして、したがって予防対策、あるいは測定発見等のために、政府はどのような制度、予算等を措置して、これに対処しようとするのか、そういう点が全く、おくれしておるということはいない事実であるといふふうに思ひます。○中村波男君 農林省では、従来から農用地の土壌を対象にいたしまして、かなり組織的な調査を実施いたしておりますので、今後はこの結果をもとに土壌の汚染状況について、全国的な概況調査を行なうことといたしております。同時に、汚染が懸念されます地域につきましては、さらに精密な調査を実施いたしまして、対策地域の指定、それから対策計画の樹立を行なうことといたしております。

○中村波男君 汚染地域の調査を早急に、全国的な規模でおやりいただくことは要望したいわけでありまして、問題はカドミウムがイタイイタイ病の直接の原因であるかどうかということについて、私の知る範囲では、まだ厚生省も断定的な結論というものは出せないような状況にあると思ひます。したがって、銅、鉛等についても、それが人体に悪い影響を与えるといふことは言えるにしても、科学的にあるいは医学的にどの程度それが究明されておるかということになります。まだまだ、いわゆる何といふんですか、研究の分野において確定しておらないものがたくさんあるんじゃないか。そういう点についても、これは国として予防対策としてですね、やはり研究機関の充実あるいはそれに伴う人員の強化等の措置がとられないと、あとからあとから起きてくることとの新しい汚染源を追求し、これを防ぐといふことはむずかしいのではないかと、そういう立場で大臣に御質問をいたしたわけでありまして、したがってそれらについてですね、いま申し上げますように、体制的にあるいは予算的に、今後どのように

対処していこうとされているのか、具体的な内容がなければならぬやむを得ませんけれども、あるならば明らかにしていただきたい、こう思ひます。

○政府委員(中野和仁君) ただいま大臣から御答弁がありましたような考え方、具体的に予算の問題に触れてみたいと思ひますが、ことしすでに農林省におきましては要観察地域等、カドミウムで問題になっております地域については、障害性の物質の調査ということですので調査に着手しております。そういうことで緊急にやつておるわけがございまして、この法律の提案と同時に、われわれは先ほど大臣がお答えになりましたように、過去もう大体日本の農用地の八割はもう調査が済んでおります。必ずしもそれは汚染対策という意味ではやつておりません。しかしかなりのデータを保持しております。その上に立ちまして、来年は全国一斉の点検という意味で、概況調査をしたいと同時に、その概況調査が済んでからということになりますと間に合わないといふ地域もありますので、そこで精密調査、名前はこれから考へるわけがございまして、精密調査を四、五十地区ぐらいはもっと詳しくやつてみたい。それからなお、緊急にカドミウムの要観察地域等もございまして、対策を立てるための調査、これもやつてみたいといふことで、追加要求としてたまたま大蔵省と折衝しているわけがあります。

ただ、先生おっしゃいました銅、亜鉛につきましては、これは人体の影響はたいたいのところございまして、しかしわれわれとしては、先生御承知のように、日本の公害の第一号は足尾銅山事件、これは作物の生育障害、この点につきましても農林省としてはかなりのデータを保持しておりますので、その辺の各地の鉱山の周辺の生育障害のデータを集めまして、できるだけ早く指定をしたいといふこととございまして、生育障害のデータにつきましては、これは農林省独自の判断で調査でき次第やれるということとございまして、ただ、あとの砒素、鉛ということになりますと、これは

人の健康をそこなうおそれがあるということでございますので、最終的には厚生省のほうの食品衛生の面からの判断、これに基づいて農林省はやるということになるわけでございます。

○中村波男君 次は第三条の農用地の土壌汚染に對する地域の指定であります。この指定をいたしますのは、「政令で定める要件に該当するもの」とあるのでございますが、「政令で定める要件に該当するもの」という内容ですね、基準等について、すでに用意があると思いますので、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) これは土壌対策でございますから、本来ならばこの第三条にございますように、農用地の土壌に含まれる特定有害物質の種類、量というものから判断をすべきだと思っておるわけですが、まだ残念ながらカドミウムにつきましては、たとえば土壌に一〇PPMカドミウムが含まれている、これは人体に影響があるというまだ断定ができるところまでいっておりません。米と土壌との関係があるということはおわかっておりますけれども、それでは土壌に一〇PPMカドミウムがあれば米には一PPM完全にカドミウムが含まれておるといふうにはなかなかまいりません。そこで緊急性がございますので、当面われわれは先般厚生省が食品衛生法に基づきまして告示をされました、カドミウムを一PPM以上含む玄米が生産されると認められる区域、それから土壌の問題でございしますので、排出がゼロにならない限りは徐々にではありますけれども蓄積をしていきますので、近く米に一PPMカドミウムを含むと認められる地域が広がってくるということがありますので、この条文にもありますように、「それらのおそれが著しいと認められるもの」という、そこまで含めまして地域指定をしたという。したがって、政令ではいま申し上げました趣旨を書きたいと考えております。ただ将来は先ほど申し上げましたように、土壌にカドミウムがありますれば、何PPM以上含んでいればというところできめたいというふうに考えております。

○中村渡男君 局長のいま御答弁によりますと、大体厚生省が指定をしております要観察地域の基準とはほぼ同じ意味であるように伺うのですが、したがって、要観察地域即農用地の土壤汚染対策地として指定をされるのか、農林省の指定とは別建てで農林省独自の政令による基準において指定をされるのか、その点明らかにしていただきたい。

○政府委員(中野和仁君) 要観察地域は、厚生省のほうで○・四PPMというのは自然汚染をこえておるといふことで、要観察地域をきめます判断をする場合の、調査をする場合の端緒というふう

に言っておられる、そういうような地帯につきましては厚生省のほうからあるいは説明があるかと思いますが、いろいろな面の調査をやりました上、これを指定をしております。それと、われわれのほうの指定との関係でございますが、われわれのほうは土壌から指定をするというのがたてまえてございますが、先ほど申し上げましたように当面米からやるということでございますので、大体は地域指定としては私は似てくると思います。

しかし、いまのとおり、そのとおりになるかどうか。これは先ほど申し上げました精密調査をやった上でできることだというふうに考えております

○中村波男君　そうしますと、大体米の汚染率が一PPM以上というのが政令の下限と云いますか

そういう考え方のようにまあ承ったわけであります

すが、そこで面積についての制限——制限と言いますか、どんなに、少なくとも政令で定める基準をこえる地域というのは汚染対策地域として指定をされるのかどうかという、面積の規模には関係があるのかないのか、こういう点いかがですか。

○政府委員(中野和仁君) いまの面積の点でござ

いますか、対策地域を指定いたしまして、あとで第五条にございますように対策計画を立てます。これはわれわれのほうとしましては公共事業でこれをやっていくということを考えております。したがって、たとえば五反歩とか一町歩だとかいうことになりますと、なかなか公共事業としては採択しかねるということがございます。そ

こで現在では、あるいは農地局からお話があったほうがいいかと思いますが、団体営の限界というのは二十ヘクタールということに普通なっておりますので、こういう特殊の事情のもとでございまして、その採択基準を緩和してもっと下げたいという気持ちをもつて、これから具体化する場合の折衝をこれからしたいということを考えております。まだ最低それでは何ヘクタール以上のこととします。やるということとは明確にはできない段階でございまして、いずれにしましても、それを下げたいと考えているわけでございます。

○中村渡男君　これは重大だと思ふのですが、現実の問題として、五十アールなら五十アールが一PPM以上の汚染をされている。しかし、公共事業でやるという考え方でありますと、現在は二十ヘクタール以上、これを下げるにいたしましてはいわゆる五十アール、五反まで下げるといふようなことがおそらく私は考えの中にならないのじゃないだろうか。そうしますと、そういうところはしかたれば汚染を排除する客土等をやらなければならぬ

というような地域があるといえます。すなわち、ど
う対処しようとするのか、この点を明らかにし
ていただくまじきと、汚染地域が必ずしも十ヘク
タールなり二十ヘクタールに集団的にあるという
ふうには考えられないと思うのです。その点いか
がですか。

○政府委員（中野和仁君）　まだ具体的に調査をしてみませんと、そういう小さいのがあるかどうかということもわれわれ現在わかりませんが、仮定の問題としてはいま言われるようなことはあると思います。その場合に、一つには公共事業の限界を下げていくということ、それ以下の場合をどう

するかということにつきましては、これはまた公共事業でなくて政府のほうでいろいろな手がとれるかどうかという検討が一つと、それから非常に小さいものでありますれば県なりが間に入りまして、原因者が明確な場合には会社との話し合いで損害賠償の一つの形態としてやらせるということも可能であるわけでございますので、調査の結果

を待ちまして具体的には対処をしたいと考えてお
ります。

○中村波男君 調査の結果を見て対処したいと

おっしゃいますけれども、私は現実の問題として汚染地域というのは、極端なことを言えば、一反だけが汚染をされているというような例だつて厳密に調査をしてみますとあり得ると思うのですよ。そういう点から見れば、大規模なところはこの法律のワクの中に入るけれども、小規模なところは入らないという、実際問題としてはそういうことが起こり得ると思うのです。したがつて、これは

染防止事業として一つの方法、やり方というのを考えるべきではないか、こういうふうに考えるのでありますが、いまの政府のお考えになつておるのは、そういう考え方であるということになりまして、これはわれわれは意外な感に打たれるわけでありまして、問題の根本的な解決にはならないこういうふうに考えるのでありますが、大臣、いまの質疑応答をお聞きになつて、それらの点につ

す。

○国務大臣（倉石忠雄君） 特例的な措置でやろうということ、調査に応じてそういう考えであることを農政局長がお答え申し上げたわけでありますが、いま中村さんのおっしゃるような、もつと

小さいのがある場合という、そういうこともあり得るかもしれませんので、ひとつそういうことについてはさらに検討して、そういう全然小さいから問題にならぬというわけにもいきませんのでそれはそれなりにやはり対処していくことを考えなければいけないと思います。

○中村波男君　できれば土壌汚染防止法の審議でありますから、土壌汚染ということから言えば、二十ヘクタール以上汚染されておるところはこれはまあ集団的であつて、生産するものも多いから人体あるいは生産の面から見て重大だとは言えまするけれども、しかし、今日の公害の状況、実態から言いまして、私は全国調査を完了されるならば

○中村波男君 もう一つお尋ねしておきたいと思
いますのは、公害源と言いますか、汚染源ははっ
きりしております場合は、これは事業費の負担等
を汚染をさせた事業体に請求をされることができ
ると思いますが、それらが全く究明できないよう
な汚染地域というものも出てくるし、現にあると
思うわけであります。したがって人為の加わらな
い自然的な土壌汚染の対象としては、従来公害対
策土地改良事業があったと思うわけでありますが
いま私が申し上げましたように、人為が加わらな
いか加わったかはつきり断定できないものに対す
る事業というのは、どういう法律と言いますか、
どういうワクの中でこれを施行し消化をしていこ
うとされるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(岩本道夫君) 汚染の原因者がはつき
りしない場合には事業の考え方はどうかという御
質問でございますが、御質問のとおり、たとえば
江戸時代以来のあるいはそれより前の鉱毒により
ます汚染があったというような場合、現在の事
業者だけの問題でないというような場合にどうす
るかというような問題にも引かかるわけでござ
います。が、原因者が明確でない場合におきまし
ては、事業費負担法によりまして、事業者から費用
を徴収する道がございませんで、一般の土地改
良事業に準じまして、土地改良事業として対策事
業を実施するほかはないと思います。現在でも自
然的な鉱毒による汚染対策につきましては、公害
対策事業という特別の土地改良事業を仕組んでお
りますので、それらに準じまして、事業を実施し
てまいりたいと、かように考えております。

○中村波男君 その質問に関連いたしましたして大臣
にお尋ねいたしたいと思うのでありますが、公害
の第一義的な責任が国にあるのかどうかという問
題で相当論議を呼びまして、統一見解が出たわけ
であります。が、衆議院の連合審査の議事録を拝見
いたしますと、山中国務大臣が「企業者がいないで、
明らかに、たとえば今回の基準ならば、カドミウ
ム—PPM以上の米が産出をされている、複合的
な原因も追及したがそれも発見できない、あるい

の御質問しているのは、山中長官の衆議院における答弁を引用して質問しているわけですね。ですから、農地局長の答弁が、原状に——公害を受ける前の状態に復させるという余分なことがついてるわけですね。それだからこんがらがっちゃまうのです。いま山中長官の答弁の中には、徳川時代からとかいう問題について、それは徳川時代から長い間かかっているのに、原状、公害を受ける以前の状態なんと言ったらどんな状態なのか、ちょっとわからないでしょう。そんなことを認定するのがまたたいへんなことじゃないですか。じゃあかりにその被害を受けた人が前の状態に戻してくださいと、それ以上はやってもらわなくていいから客土も何なりもやって前のところまで戻してください、それ以上もやったら私は費用を払いませんと、ちやうどそこまでやってください、こうなったら一体どうなるのですか、これは。工事できないじゃないですか、大体。そういう抽象的なことではなしに、いまやる事業というのは復旧事業なんだから余分に少々反収がふえたとか、そんなものまで農民に負担させるとかさせないとかということが、そこに限界をどこに引くかなんというところは非常にめんどろでしょう。そんなことできないでしょう、事実問題として。だから山中長官の言っているような答弁そのものについていま聞いているわけなんだから、もつとわかりやすく答弁されないという、これはいつまで論議してたつて尽きませんよ。だから私は大臣にそこをどうをはっきり答弁すべきであると、農地局長だめです、これは。

○国務大臣(倉石忠雄君) 聞いておりまして少し誤解があるんじゃないかと思うのでありますが、きわめて最近土壌の汚染が発見された——そんなに最近でなくてもいいのですが、そういう場合にについては原因者がわかっているわけでありまして、これは費用負担法によってそれぞれ分担がきまっています。ところがいままではまあ一般に気がつかなかった地域で、何百年か何千年か前にそこで同じような——たとえば鉱業をやっておった製錬

所があったとかというふうなことによって土壌がおかされておったというふうな地域があったといまして、これは、たとえば稲がつくれない、何とかしてもらいたい、こういうような場合には原因者がわからないわけでございますので、そこで原状回復でいいか、あるいはいついでのことに土地改良的な土壌改善をひとつ頼むと、こういうようなことになりました場合には本来ならば原状回復までならばこれは国と県でやるべきでありまして、それからまた土地改良法でやる場合には、御承知のように当初の予算で国の負担分はきまっておりますし、それから地方の自治体の補助等もそこできましておるわけでありまして、別に新しい法律を要せずに土地改良をそれぞれの地域を指定してやればいいことであります。そのほかにまあいわばよい効果のあるようなことをやると、こういうことについては全部国と自治体で持つということがどうか。そこで受益者に若干の負担をしてもらうのがあたりまえではないか、こういう思想なんでありまして、それはそれぞれそういうことを希望された場合に国、自治体、当事者と話し合つてやることでありますから、そういう場合には、さつき申し上げておりますのはなるべくそういう農民の負担をないようにつとめたいと、こういうことを言っておるのであります。筋としてはやっぱり原状回復以上にあるいろいろなことをやつたものは若干受益者負担があるのは、当然ではないかという思想であるが、その場合にはなるべく負担をさせないようにはいたしたい、こう言っているのではありません。

○北村暢君 最近のもので、山中さんは複合の公害で最近のものでどうも原因者がはっきりしないというものについては全部国でやるのだという趣旨のことを言われておりますね。それからいま最後のほうの大臣の、よいいな効果が出てくるというの、たとえばいままでの水路が簡単なお堀的な水路だったのをまっすぐにコンクリートにしたとかなんとかいうものであればこれはまあある程度のものをついでにやるん

だからというところで理解されるようですけれども、そうではなしに——そういうことならこれはもう当然大臣の言われるようなことは理解できる、付帯してその工事をいつにやるといふのですから、そうじゃなしに原形に復旧する、原形に復するといいか、何か汚染そのものを予防するといふようなことでやる事業というものは、原因者のわからないものは全額最近のものでもやはりやらざるを得ないのじゃないかといふことを言っておる。うに私は聞いたんですけれども、それを大臣も肯定しておつたけれども、というふうにそこら辺のところをはっきりさしてくれと、こう言っている。しかもそれはいま事業そのものが公共事業かどうかということになれば、これは公害関係なんだから規模その他について公共事業の基準に合致しないものもあるだろう。したがって、法律改正等必要があるのではないかと、こういう質問なんですよ。それで法律改正してもなおかつこの公害に関する特別な処置として農民に負担にならないようにすべきじゃないかというのが質問の趣旨のように私は受け取つておるんですが、まあ、これは間違つていけば質問者は中村さんですから……

○国務大臣(倉石忠雄君) いや、あなたのおっしゃることはちつとも間違つておると思つていない。普通そういう考え——私もそうだと思うのですけれども、いまの農地局長が申しておりますのは、原状回復以外にやはり客土してもらつたり経済効果があるように造成する、そういうことを依頼する場合にこそそういうことを考えるのでしようからそういうものはやはり受益者が何ぶんの負担をするのはあたりまえではないか、これは当然考えられることなんでありまして、その場合といえどもなるべく負担をさせないようにならう、そこで土地改良法改正というふうな、そういうことは必要ありませんと、こういう考え方であります。

土壌の汚染防止に關係する具体的な問題として質問をしておるわけですが、何かのことで大臣に陳情があつたときに、皆さんの負担をできるだけ軽くいたします、原状回復までは国と県が持ちますけれども、それを機会に圃場整備や区画整理をやるといふ場合には、この分については御負担願わなければなりません、そのときもできるだけ軽くいたします——それで済むんでしよう。しかしきょうは法案を審議しておりますので具体的な汚染地域を更新するといふんですか、もとに戻すという、こういうことがこの法律の中の一つの大きな事業でもありますから、したがって、そういう抽象的なことばで逃げられては困るわけなんです。私もうーべん確認いたします。くどいようで恐縮であります、具体的に申し上げます。土壌が汚染をされておる。しかしその発生源というのはいろいろ因果関係を究明したけどもわからない。しかし現実には土壌の汚染はひどい。だからこれはこの土壌を客土等によって更新しなければならぬ。この更新する、客土をする費用は全額国と県で持つのだ、そういうことですか。その場合にもうちょっと聞きたいのは、国と県で持つということですが、いまのお考えでは国が何割出して県が何割出していわゆる原状に復旧する。その事業費については農民には負担を掛けない。そういうふうにはつきり御答弁をいただかないと、できるだけ負担は軽くします、若干の負担は願わなければならぬということでは、具体的にそれらの事業に取り組まなければならぬという地域が私の岐阜県にもあるわけでありまして、したがって、明快にひとつ示していただきたいと思うわけでありまして。

○政府委員(岩本道夫君) 御質問の、その原因者がわからない場合におきます汚染対策事業をやります場合の補助率及び負担区分の問題でございますが、新しい事業でございますから、国が何ほ持つかということは、今後予算折衝の過程において大蔵省と協議をされていくべき性格のものであらうと思ひます。さらにその国庫補助以外の

残額については、お説のように県と市町村まで含めまして公費負担にして、農民に御負担をかけぬような方向で折衝してまいりたいと思ひます。

○中村波男君 まだ明快な御答弁いただけませんので納得がいきませんけれども、最後に岐阜県のカドミウム汚染に関連して、もう少し詰めて御質問をいたしたいと思ひますので、次の質問に入りたいと思ひますが、いわゆる有害と認められる農産物、あるいは飼料等を供することが適当でないところを特別地区として指定するという条項があるわけでありまして、この特別地区指定を行なう場合の面積の規模が、また「指定農作物」ということばが使われておりますが、「指定農作物」とは何をお考えになつておられるのか、この具体的内容を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) この面積の規模は別に制限をしております。ただ大気と水が大部分の原因でございまして、ぼつと一つあるところ、これは私たちはないと思つております。現に要観察地域の中で食糧の米の買い上げの関係で線引きいたしておりまして、やはりかなりの面積の広がりがあつてございまして、それから農産物の種類といたしましては、現在人の健康をそこなうおそれがある農産物ということで食品衛生法上規定がありますのが米だけでございまして、だから当面は米でございまして、厚生省のほうの調査が進みまして、小麦その他というものが食品衛生法上、これ以上カドミウムを含んでおれば有害である、人の健康をそこなうおそれがあるということになりますれば、これは当然またこの指定する作物の中に入つてくるわけでありまして。

○中村波男君 これは面積等の制限はない、こういうことでありますが、だいたいいたしますと、この特別地区と対策地域ですね、対策地域は土壌汚染対策計画を立てるということになるわけですね、その関連はどういうことになりますか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど三条の御質問のときにお答えいたしましたように、カドミウムにつきまして申し上げますと、米にカドミウムが一P

PM以上含んでいられると思はれる地区というのは、今度米につきましては、この特別地区の指定に全部入るといふことになるわけでございます。対策地域は、そういうような土壌に近くまで達しないところまで含めまして、対策地域の指定をしたというように考えております。

○中村波男君 ここでも問題になるわけですが、面積は限定しない。とにかく食用として、あるいは飼料として有害であるという作物については、作付を制限していただく、こういうことであります。こちらでは作付を制限いたしますけれども、土地の汚染防止事業ということになりまして、公共事業というワケの中で処理をしていくということになるわけでしょう。これは公共事業のワケからはずれない地域というものは、物はつくつていかぬというところで、極端な言い方をすれば、自力で土壌汚染を排除しない、いわゆる有害作物として、いまは米だけでありますけれども、その他をつけ加えられることも考えられると思うのですが、つくれない。こういう地域の農民は今後どうして農業経営をやっていくのか、こういう点について農林省はどう考えておりますか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど申しましたように、実際に要観察地域の実態を見ておりましたも、ただいまのところ少なくとも米に一PM以上のカドミウムを含んでおられる線引きされた地域が十ヘクタール以上ございまして、したがって、われわれは現在公共事業でやれるというふうになつておられます。また特別地区もそういうふうになつておられます。ただ先ほどから何べんも申し上げておりますように、これは精密な調査をした結果、あるいは先生御指摘のような小さいものも出てくるかもしれない。その場合、われわれは放置するということをお願いしているのではなくて、そういう場合が出てきた場合には、公共事業でやれない場合には、これは一般会計でどういうようにやるか、そのとき具体的に詰めた上で措置するというのを先ほど申し上げたわけであり

○中村波男君 次の第十条の關係であります、いわゆる有害な農作物の作付をしないように、あるいは家畜の飼料に供しないようにという勧告をすることにされております。勧告権では強い規制措置には私にはならないというふうに思ふわけですが、この点を勧告制にした理由といひますか、お伺ひいたします。

○政府委員(中野和仁君) 米につきましては先ほど申し上げておりますように、一PM以上のカドミウムを含んだ米は食品衛生法でそれを製造して販売するということは禁止されております。そういうことが前提にありますが、そういうような土壌を持つておられる圃場については、ここには米は植えないようにという勧告をするというのがこの法律の趣旨でございまして、ここでも作付禁止の命令を出しまして、農家に罰則をかけるということになりますと二重になるわけでございます。いづれにしても食品衛生法のほうでそういうように禁止されておられますので、そういう禁止されておられるような米ができて、そういう土壌については作付をしないようにという勧告で十分だとわれわれは考えておるわけでございます。

○中村波男君 今度は食糧管理法との関連でお伺ひしておきたいと思ふのでありますが、一PM以上は買わないというのを方針としてきめられて、実際そういう地域の米といたのが現在どれくらいあるのかということも含めて聞いておきたいと思ふのでありますが、買わないということはそれでいいわけですが、買わない米を農家が今度だけ売った場合に、食糧法に違反するのかどうかという問題をひとつ聞いておきたいと思ふのです。

○説明員(内村良英君) お答え申し上げます。食糧法上一PM以上の米はこれは米でございまして、ところが一方、十月に食品衛生法で告示を受けまして食品衛生法上一PM以上の米につきましては処分を禁止されているわけでございます。これは食品衛生法上の罰則がかかるわけでございます。

○中村波男君 食品衛生法上の罰則はかかるけれども、食糧法違反にはならぬということですか。

○説明員(内村良英君) 現在の食糧管理法では米につきましていわゆる農産物検査法のいろいろな検査の規格があるわけでございます。その中にカドミウムの汚染米というものは全然予定されておられません。したがって、食糧法上それは米でございまして。

○中村波男君 そういう法律解釈は私もわかるのですが、米であります、しかし米であるならば本来なら政府が買入責任があります。しかしこれは有害食品だということで買わないわけですが、買わないから農家が持つておる。それを今度はたとえて言うなら売るとかあるいはその他の買い手があれば売ると、こういう場合には厳密に言つて食糧法の違反には問わないのか、問うのかということですか。

○説明員(内村良英君) ただいま申し上げましたように、その米は食糧法上は米でございまして。ところが、御承知のとおり食糧法というものは現在いろいろな流通の規制がございまして、たとえば政府に売る場合以外には売つてはいかぬとかあるいは買つてはいかぬとか、自主流通米はいかぬといふことは政令できまつておるわけでございます。したがって、農家が汚染米一PM以上の米を保有している。これはもう食品衛生法上処分ができない。しかし、のりに売るとか、動物や人間の口に入らないからいいかというふうになりますと、これはやはり食品衛生法との關係でいろいろ問題があるわけでございますが、いづれにいたしましても、そういう場合は農林大臣の許可を受けてやらなければ食糧管理法の違反になるわけでございます。それは一般の米でもかつてに処分することと基づいて処分しなければならぬといふことになつておりますから、汚染米についてもその点については例外ではないわけでございます。

○中村波男君 愚問になるかもしれませんが、そうするとその米を食糧庁へ申請いたしますと、許可しますか。

○説明員(内村良英君) 現在までのところ食糧庁といたしましては、それをのりなり、要するに人間及び動物の口に入らない形で処理することについては許可した例がございます。

○中村波男君 これは特殊な状態が出てきて、食糧法が予想しなかった鬼子が出てきたようなものであります。性格的には実にあいまいであり、取り扱い上も困ると思うのであります。食糧法上は米である、しかし買うことはしない、売れば違反である、こういうことではつきりしないので、何らかの措置というものを考える必要があるのじゃないか。今後さらに一PPM以上の汚染米というものは相当な量に達することも予想されますので、それらの点はひとつ大臣も腹に置いていただいて御検討をいただく必要があるのじゃないかと思ひます。

〔委員長退席、理事亀井善彰君着席〕

それから作付をするという勧告をされることについて、具体的に農民の立場に立つて考えます場合に、米はつくっていかぬというのですから、米以外の作物に転換をするというのであります。が、米以外の作物ならいまいと何をつくつてもよろしいという方針ですか、農林省。

○政府委員(中野和仁君) 食品衛生法上はまだ米以外には何ら指定がございせんので、形式的にはそういうことになるわけでございますが、各地の試験場の調査によりまして、米にカドミウムが含まれている場合、同じ地域には小麦にカドミウムが入つておるといふことがございますので、その辺のデータを勘案した上で、やはり農家には懇切に作付の指導をすべきだと思ひます。米以外は何でもよろしいというような指導は、私はいいけないのではないかと思います。

○中村波男君 具体的な例をあげてただしておきたいと思うのですが、御承知のように岐阜県の吉城郡神岡町というところに、最近になりましてカ

ドミウムの汚染が明らかになったわけでありまして、それによりまして、〇・八四というのが一番高い検出されたカドミウムの含有量であるわけですね。

それから、土壌汚染が一番高いところは一五・六〇という、こういう高い地域もあるわけですね。したがって、いま県の農務部は、特にこの土壌汚染のひどいところといふ場所、高いところについては来年は米をつくらぬように作付転換を指導するといふことを言つておられるわけですね。そこで、御承知のように、今日の時点で、山間地です。もう四月ごろから種をおろしまして六月の初めには田植えだといふ、こういう時間的な関係もありまして、米をつくらせてもらえなければ何をやるのだといふことで、地域農民は全く困惑をし、不安動揺の中に今後の出方を見守つておられるわけですね。

〔理事亀井善彰君退席、委員長着席〕

したがひまして、この法律によれば一PPM以上米の中に含有した地域については作付をするという勧告をするという、こういうことでもありますが、したがって、一PPM以下についても、土壌汚染が激しい高いところについては勧告をするというような、そういう運用面で行政的な措置をおとりになるのかどうか。こういう点をまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 神岡町のこの問題につきましては、最近岐阜県の農業試験場で調べた結果でございますが、これは八十ヘクタールほど、十五件ばかりしか調べておりません。それからまた調べ方自体も、どうも圃場のまん中をとつてやつたといふようなことになっておるようでありまして、もう少し細密に調べた上で来年の作付をどう持つていくかといふことは、岐阜県庁と農林省とよく相談した上で現地にどういふ指導をするかといふことをきめたいと思つております。

○中村波男君 もうすでに十日ぐらひ前に、果は汚染地域のひどいところについては、作付転換をしてもらうといふような談話を発表しておられるわけ

なんです。したがって、一般論としてさらに質問をしておきたいと思ひますのは、作付転換をせよといふ行政指導はこれは簡単であります。しかし受けて立つ農民ですね、しかも自家保有米に毛のはえたぐらひの耕作反別しか持つておられないような地帯ばかりであるだけに、何をつくるかといつても、米ならばつくれるけれども、ほかのものではいわゆる農業従事者の年齢構成その他から見てできないといふような事情があるわけなんです。

したがって、これらについて具体的に指導をされないといふ、全く農民いじめの措置といふことになつてしまふおそれがあるといふふうに思ふわけですね。それからもう一つは、これは汚染をみずから招いた農民といふものは、私はほとんど土壌についてはないと思ふのです。原因はとにかくとして、自分以外の関係から汚染をされたといふことであるわけでありまして、こういう面では被害者の立場に農民が立つておると思ふわけですね。それだけに、一般農政のサイドで考えるという以上に、特別な、やはり転作をするような場合には、予算的にも指導の面でも考える必要があるんじゃないか、そういう点はどうか考えておいでであります。

○政府委員(中野和仁君) 神岡町の問題についての具体的な指導をすべきではないかといふことはお話のとおりでございます。われわれとしましては、県のほうともよく連絡をとりまして、指導の方法等、具体的に考えたいと思ひます。

それからいまお話を、確かに農家としては土壌汚染の場合には多くの場合、原因者が明確な場合、そうでない場合であります。被害者であることとは間違ひございません。それによりまして米が植えられなくなつたための救済措置と申しまして、うか、あるいは転作のための指導の措置、これにつきましても具体的にどうするかといふことをきめると同時に、必要な援助措置といふのは、当然われわれ考えなければならぬといふふうに考えております。

○中村波男君 農林省は〇・四PPMから一・〇PPM以下の汚染米について配給停止の措置をとりになつておられる。これは消費者からいへば適切な措置だといふふうに言えると思ふわけでありまして。しかし、厚生省は安全基準として一PPMといたうのを設けておられるわけですね。当委員会が審議が行なわれたときにも、厚生省の環境衛生局長の浦田純一さんはこう言つておられますね、ここまではつきり申し上げられますことは、現在のありとあらゆる科学的データ等を検討いたしました。一・〇PPM未満であればそれは安全であるといふことは御安心願ひたいと思ひます。こう言つておられます。それにもかかわらず、農林省が〇・四から一・〇PPM以下を配給停止にしたといふことについてその理由ですね、またそのような措置をおとりになつた理由について、それぞれひとつこの機会にお聞かせいただきたいと思ふわけですね。

○説明員(内村良英君) 御承知のとおり、厚生省の見解が出る前に、特に五月ごろでございましたが、富山県におきましてカドミウム汚染米問題が起つたわけでございます。なぜそういう問題が起つたわけかと申しますと、要するに富山を要観察地域にするかどうかという、これは厚生省の問題でございますが、そのとき米のカドミウム含有量〇・四といふのが、その地域を要観察地域に指定するかどうかの一つの基準として、調査を開始する基準としての〇・四PPMという数字があるわけでございます。それが新聞に出まして、その〇・四があたかも汚染米の基準のごとき印象を消費者の方、特に富山の米がいつております大阪と名古屋の消費者にそういう印象を与えたわけでございます。その結果御屋さんがもう富山の米は要らぬといふようなことで、食糧庁から売ろうとしたしましても買わないといふような事態が起つたわけでございます。一方、そうした事態が起つてしまつたので、私どももいたしまして、厚生省に出ているのではないかと困るというところで、厚生省に強く申し入れて、そこで厚生省が学者をお集めになつて、いろいろ検討された結果が、いま先生からお話のございましたやうな結果になりました。

て、一・〇以下のものは安全であるという見解が出たわけでございます。そこでそういった見解が出まして、私どももいたしましては、それでは配給をどうするかということでございまして、一応そうした印象が出ておまして、消費者のほうに若干の不安感がある一方、現在の米の需給事情を調べてみますと、御承知のとおり、米が余っておるといふ状況にございまして、現在の米の需給事情及び消費者のそうした感情を考慮いたしまして、配給をしないという措置をとったわけでございます。したがって、私どもも厚生省の発表の一・〇未満の米は、食糧庁といたしましてはこれは食糧に適する米だと思っております。

〇中村波男君 いま現在配給停止で凍結をしていらっしゃる米の量はどのくらいありますか。

〇説明員(内村良英君) 約三千五百トンでございます。

〇中村波男君 四PPM以上を配給凍結をされたのは、いわゆる米の需給事情が緩和して、率直に言えば七百万トンも余っているから、あえて不安心配を国民がするような米は配給しなくとも、どうせ飼料なりその他へ処分をしなければならぬ、こういう単純な考えでこういう措置をおとりになったというふうに理解していいわけですか。

〇説明員(内村良英君) 当時食糧庁で考えましたことは、やはり配給米について国民の不安が起ることはいかぬということで、別にどうせ余剰米にするんだからというようなことは全然考えなかったわけでございます。

〇中村波男君 そこで三千五百トン現在凍結してありますね。これはいまの需給事情から言えば、結局国民の食糧以外の用途に振り向けるということとははつきり言えるでしょう。この米はどうするんですか。

〇説明員(内村良英君) ただいま申し上げましたような事情で、食糧庁といたしましては、とりあえずそういう米は配給に回さないということを持っているわけでございます。

〇中村波男君 とりあえずという前置きがつかう

いうことは、都合によつては再び配給するということもあり得るということですか。

〇説明員(内村良英君) 食糧の需給関係はわかりません。現在、食糧庁といたしましては、そういう米を配給する必要があるの持っているわけでございます(大臣に開け、大臣の答弁と違ふんだよ)と呼ぶ者あり。

〇中村波男君 大臣、農林省が、消費者が不安に感ずるような米は配給しないほうがいいんだというところで凍結をされたことについては、消費者は歓迎しておると思ひます。しかし、食糧事情によつてはこれを今度再び国民に食わせるというようなことをやった場合には、これは前の、国民が歓迎したこととは逆な、農林省の措置というものは非難ごうごうたるものが出ると思ひます。そういう見通しのないようなことをやるということについては、これは私は問題があると思ひます。

厚生省は一PPM以上が有害食品だというふうな認定しておるけれども、農林省独自の調査なりあるいは化学的な分析なりによつて、〇・四PPM以上はこれは食糧に供すべきでない、だから配給しないんだということなら別であります。それはどうなんですか、実際は、大臣はこの凍結しておる米を、これも三年も五年も凍結しておくわけにはまいらぬでしょう。結局は、二年か三年後には処分をしなきゃならぬわけでしょう。どうされますか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) 事務当局の言っておりますことと私が言っていることとはちつとも違つてないのであります。そのとおりでありまして、そこで、いまのお話がございましたように、〇・四PPM以上の米はいわゆる汚染米であるという観念ではないわけでありまして、内田厚生大臣も公害関係の連合審査等でも明確にそれを述べております。それならおまえはそれを食うかと、こう言われれば喜んで食うと、こういう御答弁があったわけでありまして、食用に供せられるものであると私も思っておりますけれども、先ほど食糧庁のほうで答へておりましたように、あの当時、

いかに〇・四PPMというものが限界であるように世間に伝わりましたので、消費者方面で誤解を生ぜられて御不安をお持ちである。それが積もつて、いまお答えいたしました中にありましたように、富山の米などは、富山県産の米は全部お断りだということふうなことを言われたので、果知事さんたちはたいへんにあわてられていろいろ御心配になった。そういうこともありますので、これはまあ配給に回せば御不安であるからして配給しないほうがよろからう、農家の保有米で、そういう地域の人からお申し入れがあれば交換もしてあげましょうという、たいへん思いやりのある措置を講じておるわけでありまして、政府は、ただいまストックを解消しておりますが、できるだけ早くストックを解消していくことに努力をしなければなりません。したがって、そういう米を特に御希望の向きがあれば喜んで差し上げますし、そうでなくてほかの用途でも、飼料関係とかそういうことで、いまの農林省手持ちの米の処分についてやっぱりいたさなければなりません。大体、一年にどのくらいというふうな計画を立てて、できるだけ早く処分をして、国の負担を軽くしていくというたてまえでありますので、そういうときには害のない方法によつて、害はもともたないであります。そういうことを、いま保有米の処理について、どういうふうにするかという方針とともに検討して処理をしていくつもりであります。古々米を処理するときに一緒にやはりそういう中で検討されるべきものだ、こう思っているわけでありまして。

〇中村波男君 もう一度確認しますが、現在三千五百トンのカドミウムの汚染米が凍結されておる、さらにふえるでしょう。それは再び一般消費者用として国民に配給することはない、こういうふう

に理解してよろしいのかどうか。それから、国民に配給しないということになれば、他の用途に転用するということになります。その一番転用の多いものが飼料だと思ひますが、人間には食わせられないけれども、飼料としてはその米を処分する

ことも考えておるといふふうに、具体的にそういう方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) これは何しろ八百万トン近くあるわけでありまして、その中でどういう米をほしいという需要者の御希望等もありまして、うから、そういうときに、それぞれ相談をして、ぜひああいいうものもほしいという人があるかもしれない。内田厚生大臣のように、喜んで食べるといふ人もあるかもしれない。食べたくないが安けりや飼料にでもという人もあるかもしれない。いろいろ、私どもとしてはそういう需要の場合に御相談をして、なるべく早く手持ち米を処理しなきゃならぬので、そういうこととともに計画を進めてまいらるつもりであります。

〇中村波男君 くだい質問になります。人間には、心配するから食わせないが、飼料等については、あるいはその他希望があつて、菓子等に払い下げてくれという希望があれば、これははいわゆる安全基準以下の米だから、絶対に人畜に被害はないから払い下げを行ないますと、こういうおらかな方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) このことについては、事務当局もいろいろ検討しておるようでありまして、食糧庁のほうの考え方申し上げたほうがいいと思ひます。

〇説明員(内村良英君) ただいま大臣から御答弁

ございましたように、将来これを過剰米処理の一環として処理していくという場合には、アルユー

ル用、のり用等に考えたいと思つております。

〇中村波男君 もう一つ、吉城郡の神岡町の例であります。神岡町の部落が四十五ありまして、十五の部落で検査をして汚染米が出た、土壌からも検出された、こういうことなんですね。したがって、残った三十、さらに高尾川の上流に当たります上宝村の米も、農林省の岐阜出張所ですか、これをいま凍結しておるわけですね。したがって全く検査もしないやうなところを、これこそ危険のおそれがあるという立場に立つて凍結をいたしたということは、少し私は行き過ぎではな

いかに〇・四PPMというものが限界であるように世間に伝わりましたので、消費者方面で誤解を生ぜられて御不安をお持ちである。それが積もつて、いまお答えいたしました中にありましたように、富山の米などは、富山県産の米は全部お断りだということふうなことを言われたので、果知事さんたちはたいへんにあわてられていろいろ御心配になった。そういうこともありますので、これはまあ配給に回せば御不安であるからして配給しないほうがよろからう、農家の保有米で、そういう地域の人からお申し入れがあれば交換もしてあげましょうという、たいへん思いやりのある措置を講じておるわけでありまして、政府は、ただいまストックを解消しておりますが、できるだけ早くストックを解消していくことに努力をしなければなりません。したがって、そういう米を特に御希望の向きがあれば喜んで差し上げますし、そうでなくてほかの用途でも、飼料関係とかそういうことで、いまの農林省手持ちの米の処分についてやっぱりいたさなければなりません。大体、一年にどのくらいというふうな計画を立てて、できるだけ早く処分をして、国の負担を軽くしていくというたてまえでありますので、そういうときには害のない方法によつて、害はもともたないであります。そういうことを、いま保有米の処理について、どういうふうにするかという方針とともに検討して処理をしていくつもりであります。古々米を処理するときに一緒にやはりそういう中で検討されるべきものだ、こう思っているわけでありまして。

〇中村波男君 もう一度確認しますが、現在三千五百トンのカドミウムの汚染米が凍結されておる、さらにふえるでしょう。それは再び一般消費者用として国民に配給することはない、こういうふう

に理解してよろしいのかどうか。それから、国民に配給しないということになれば、他の用途に転用するということになります。その一番転用の多いものが飼料だと思ひますが、人間には食わせられないけれども、飼料としてはその米を処分する

ことも考えておるといふふうに、具体的にそういう方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) これは何しろ八百万トン近くあるわけでありまして、その中でどういう米をほしいという需要者の御希望等もありまして、うから、そういうときに、それぞれ相談をして、ぜひああいいうものもほしいという人があるかもしれない。内田厚生大臣のように、喜んで食べるといふ人もあるかもしれない。食べたくないが安けりや飼料にでもという人もあるかもしれない。いろいろ、私どもとしてはそういう需要の場合に御相談をして、なるべく早く手持ち米を処理しなきゃならぬので、そういうこととともに計画を進めてまいらるつもりであります。

〇中村波男君 くだい質問になります。人間には、心配するから食わせないが、飼料等については、あるいはその他希望があつて、菓子等に払い下げてくれという希望があれば、これははいわゆる安全基準以下の米だから、絶対に人畜に被害はないから払い下げを行ないますと、こういうおらかな方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) このことについては、事務当局もいろいろ検討しておるようでありまして、食糧庁のほうの考え方申し上げたほうがいいと思ひます。

〇説明員(内村良英君) ただいま大臣から御答弁

ございましたように、将来これを過剰米処理の一環として処理していくという場合には、アルユー

ル用、のり用等に考えたいと思つております。

〇中村波男君 もう一つ、吉城郡の神岡町の例

であります。神岡町の部落が四十五ありまして、十五の部落で検査をして汚染米が出た、土壌からも検出された、こういうことなんですね。したがって、残った三十、さらに高尾川の上流に当たります上宝村の米も、農林省の岐阜出張所ですか、これをいま凍結しておるわけですね。したがって全く検査もしないやうなところを、これこそ危険のおそれがあるという立場に立つて凍結を

いたしたということは、少し私は行き過ぎではな

いかに〇・四PPMというものが限界であるように世間に伝わりましたので、消費者方面で誤解を生ぜられて御不安をお持ちである。それが積もつて、いまお答えいたしました中にありましたように、富山の米などは、富山県産の米は全部お断りだということふうなことを言われたので、果知事さんたちはたいへんにあわてられていろいろ御心配になった。そういうこともありますので、これはまあ配給に回せば御不安であるからして配給しないほうがよろからう、農家の保有米で、そういう地域の人からお申し入れがあれば交換もしてあげましょうという、たいへん思いやりのある措置を講じておるわけでありまして、政府は、ただいまストックを解消しておりますが、できるだけ早くストックを解消していくことに努力をしなければなりません。したがって、そういう米を特に御希望の向きがあれば喜んで差し上げますし、そうでなくてほかの用途でも、飼料関係とかそういうことで、いまの農林省手持ちの米の処分についてやっぱりいたさなければなりません。大体、一年にどのくらいというふうな計画を立てて、できるだけ早く処分をして、国の負担を軽くしていくというたてまえでありますので、そういうときには害のない方法によつて、害はもともたないであります。そういうことを、いま保有米の処理について、どういうふうにするかという方針とともに検討して処理をしていくつもりであります。古々米を処理するときに一緒にやはりそういう中で検討されるべきものだ、こう思っているわけでありまして。

〇中村波男君 もう一度確認しますが、現在三千五百トンのカドミウムの汚染米が凍結されておる、さらにふえるでしょう。それは再び一般消費者用として国民に配給することはない、こういうふう

に理解してよろしいのかどうか。それから、国民に配給しないということになれば、他の用途に転用するということになります。その一番転用の多いものが飼料だと思ひますが、人間には食わせられないけれども、飼料としてはその米を処分する

ことも考えておるといふふうに、具体的にそういう方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) これは何しろ八百万トン近くあるわけでありまして、その中でどういう米をほしいという需要者の御希望等もありまして、うから、そういうときに、それぞれ相談をして、ぜひああいいうものもほしいという人があるかもしれない。内田厚生大臣のように、喜んで食べるといふ人もあるかもしれない。食べたくないが安けりや飼料にでもという人もあるかもしれない。いろいろ、私どもとしてはそういう需要の場合に御相談をして、なるべく早く手持ち米を処理しなきゃならぬので、そういうこととともに計画を進めてまいらるつもりであります。

〇中村波男君 くだい質問になります。人間には、心配するから食わせないが、飼料等については、あるいはその他希望があつて、菓子等に払い下げてくれという希望があれば、これははいわゆる安全基準以下の米だから、絶対に人畜に被害はないから払い下げを行ないますと、こういうおらかな方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) このことについては、事務当局もいろいろ検討しておるようでありまして、食糧庁のほうの考え方申し上げたほうがいいと思ひます。

〇説明員(内村良英君) ただいま大臣から御答弁

ございましたように、将来これを過剰米処理の一環として処理していくという場合には、アルユー

ル用、のり用等に考えたいと思つております。

〇中村波男君 もう一つ、吉城郡の神岡町の例

であります。神岡町の部落が四十五ありまして、十五の部落で検査をして汚染米が出た、土壌からも検出された、こういうことなんですね。したがって、残った三十、さらに高尾川の上流に当たります上宝村の米も、農林省の岐阜出張所ですか、これをいま凍結しておるわけですね。したがって全く検査もしないやうなところを、これこそ危険のおそれがあるという立場に立つて凍結を

いたしたということは、少し私は行き過ぎではな

いかに〇・四PPMというものが限界であるように世間に伝わりましたので、消費者方面で誤解を生ぜられて御不安をお持ちである。それが積もつて、いまお答えいたしました中にありましたように、富山の米などは、富山県産の米は全部お断りだということふうなことを言われたので、果知事さんたちはたいへんにあわてられていろいろ御心配になった。そういうこともありますので、これはまあ配給に回せば御不安であるからして配給しないほうがよろからう、農家の保有米で、そういう地域の人からお申し入れがあれば交換もしてあげましょうという、たいへん思いやりのある措置を講じておるわけでありまして、政府は、ただいまストックを解消しておりますが、できるだけ早くストックを解消していくことに努力をしなければなりません。したがって、そういう米を特に御希望の向きがあれば喜んで差し上げますし、そうでなくてほかの用途でも、飼料関係とかそういうことで、いまの農林省手持ちの米の処分についてやっぱりいたさなければなりません。大体、一年にどのくらいというふうな計画を立てて、できるだけ早く処分をして、国の負担を軽くしていくというたてまえでありますので、そういうときには害のない方法によつて、害はもともたないであります。そういうことを、いま保有米の処理について、どういうふうにするかという方針とともに検討して処理をしていくつもりであります。古々米を処理するときに一緒にやはりそういう中で検討されるべきものだ、こう思っているわけでありまして。

〇中村波男君 もう一度確認しますが、現在三千五百トンのカドミウムの汚染米が凍結されておる、さらにふえるでしょう。それは再び一般消費者用として国民に配給することはない、こういうふう

に理解してよろしいのかどうか。それから、国民に配給しないということになれば、他の用途に転用するということになります。その一番転用の多いものが飼料だと思ひますが、人間には食わせられないけれども、飼料としてはその米を処分する

ことも考えておるといふふうに、具体的にそういう方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) これは何しろ八百万トン近くあるわけでありまして、その中でどういう米をほしいという需要者の御希望等もありまして、うから、そういうときに、それぞれ相談をして、ぜひああいいうものもほしいという人があるかもしれない。内田厚生大臣のように、喜んで食べるといふ人もあるかもしれない。食べたくないが安けりや飼料にでもという人もあるかもしれない。いろいろ、私どもとしてはそういう需要の場合に御相談をして、なるべく早く手持ち米を処理しなきゃならぬので、そういうこととともに計画を進めてまいらるつもりであります。

〇中村波男君 くだい質問になります。人間には、心配するから食わせないが、飼料等については、あるいはその他希望があつて、菓子等に払い下げてくれという希望があれば、これははいわゆる安全基準以下の米だから、絶対に人畜に被害はないから払い下げを行ないますと、こういうおらかな方針ですか。

〇國務大臣(倉石忠雄君) このことについては、事務当局もいろいろ検討しておるようでありまして、食糧庁のほうの考え方申し上げたほうがいいと思ひます。

〇説明員(内村良英君) ただいま大臣から御答弁

ございましたように、将来これを過剰米処理の一環として処理していくという場合には、アルユー

ル用、のり用等に考えたいと思つております。

〇中村波男君 もう一つ、吉城郡の神岡町の例

であります。神岡町の部落が四十五ありまして、十五の部落で検査をして汚染米が出た、土壌からも検出された、こういうことなんですね。したがって、残った三十、さらに高尾川の上流に当たります上宝村の米も、農林省の岐阜出張所ですか、これをいま凍結しておるわけですね。したがって全く検査もしないやうなところを、これこそ危険のおそれがあるという立場に立つて凍結を

いたしたということは、少し私は行き過ぎではな

いかという感じがするわけです。したがって、まだやってみて出るかも知れませんが断定的なことは言いませんけれども、全く関係のない地域の農民も、米が政府は余るものだからこの機会に便乗して付制限をするためにこういうやり方をやるのだ、こういう不信感を根強く持つておられます。この点については報告を受けておられると思うのでありますが、こういうやり方が適切であるとお思ひになつておられるのか、どうですか。

○説明員(内村良英君) 神岡町のケースにつきましては報告を受けております。で、私もどなたにしましては、なるべく早く県が調査をいたしまして具体的な処置ができることを希望しております。すなわちつきり調査ができまして一・〇 PPM以上の米が出ておるとところにつきましては、線引きをしてみたいましてその米は政府は買わない。それから加害者から補償を求めるといふような、農家も生活が困らないようにし、さらに配給もし、必要があればその一・〇以内の人工的な汚染米のあるところは保有米の措置もするといふようなことを食糧庁として考えております。したがって、私もどなたにしましては、県がなるべく早く調査をしてはつきりした結果を出してほしいといふことを希望しておりますし、現に県はサンプルをふやして調査をしているという報告を受けております。

○中村波男君 現状を御答弁いただくのではなくて、農林省がとつた、上宝地域まで、検査を全く行なつておらない部落の米まで含めて凍結をした措置について、いわゆる上級官庁として食糧庁は適切な措置だといふふうに考えておいでになるのかどうか。またこういう例がほかにも出てくると思ひますのでお聞きをしておきたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(内村良英君) そういったようなカドミウム汚染米の問題が起りました場合に、県に線引きをしつていましていろいろな調査の都合その他でおくれることがあるわけでございます。そうすると、制度の問題として出来秋になつて農

家はほとんど政府に売らなければならぬというやうな問題になつてくるケースがございます。そういう場合には、食糧庁といたしましては、すでに県知事及び食糧事務所に通達を出しまして、食糧庁のほうに申請をしてくれ、そこで食糧庁のほうで審査いたしまして、そういう場合には政府が買ふことを考慮する。すなわち一・〇以上か以下かまだはつきりしないという場合等において、出来秋等におきまして出荷期になれば政府がその米をある程度買ふことも考えよう、したがって、具体的なケースについて申請をしてほしいという通達をすでに出してあります。

○中村波男君 私の質問に全然次長答えていませんよ。岐阜の農林省の出先がとつた措置が食糧庁としては適切な措置であつたかどうかをどうお考えになりますかといふことを質問しているのですよ。

○説明員(内村良英君) とりあへず売却を押えたといふことでございまして、その県の検査の結果を待つていふところでございます。したがって、一方、農家のほうからその食糧庁が買ひ入れを押えているといふことは全然ございせん。

○中村波男君 それはいいでしょう。この機会にお願いをしておきたいと思ひますのは、もちろん県にも強く要請はしてありますが、早く凍結地帯全体について調査をして、そうして事態といふのを明らかにしていただきますと、農民はやはり不安動揺をいたしますので、もっとも神岡の場合は一・〇 PPM以上の汚染は発見されておらないわけですから、したがって神岡町以外の地域まで、流域が上流であるからといふことで凍結をする措置といふのは少し私は慎重を欠いたのではないかと、こういう立場で御質問をいたすわけ

でございます。と申しますのは、厚生省の見解のやうに、一・〇 PPM以下であるならば絶対に安全なんだといふ前提があるならば、ただ配給を停止するといふ措置がいろいろな方面に影響を与えるといふことから、慎重にひとつ今後に対処の方法を考

えていただきたい、こういうふうに思ふわけであり

第十七条についてお尋ねをしたいと思ふのであります。一、国及び都道府県は、対策計画の達成のために必要な助言、指導その他の行為を行なうものとする。二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。二十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。三十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。四十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。五十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。六十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。七十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。八十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十一、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十二、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十三、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十四、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十五、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十六、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十七、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十八、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。九十九、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。一百、指導その他の行為を行なうよう努めるものとする。

「対策計画の達成のために必要な助成、指導その他の援助を行なうよう努めるものとする。」とありますけれども、この助成、援助といふのは、予算的に経費の補助等の財政措置を考へておられるのかどうか。この助成、援助といふのは内容的にどういふものであるかといふことをこの機会にお聞きをしたいと思います。

○政府委員(中野和仁君) いまお話のように、衆議院で「助成」といふことばに変わつております。われわれといたしましては、この法律に関連いたします予算要求といたしまして、これは県が計画を立てるといふことになつてゐるわけですから、県の計画樹立のための事務費も補助をするつもりであります。それから立ちました計画につきまして「助成」といふ意味は、これは先ほど費用負担のところである御議論がありましたように、国なり県なりも助成の必要があるといふことをさしておるわけでありまして。

○中村波男君 もう一つ、この計画に対する国や県の地方公共団体と言ひ直したほうがいいと思ひますが、責任規定といふのを設けておられません。責任規定を設けなかつた根拠はどこにあるのか。いかがですか。

○政府委員(中野和仁君) この規定に特別に書かないでも、公害基本法のほうで公害に対する責務といふのは、国とそれから県といふことに、地方公共団体といふことになつておるわけでありまして、特別にこの法律に書かなかつたわけであり

○中村波男君 立ち入り調査の条項が十五条にあるわけでありまして、私は立ち入り調査権といふものをただ農用地や農作物に限つておきますけれども、これではほんとうの発生源を追及する調査には欠ける結果になりはしないかといふふうに思ふわけですが。したがって企業あるいはその施設に対して立ち入り調査権といふのをこの法律の中で規定をしておくべきではなかつたかといふふうに思ふわけでありまして、この点はどのようなお考えでありますか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘の点につきましては、法律の第七条におきまして「排水基準設定等のための都道府県知事の措置」といふことで、汚染の度合い等から見まして、必要がある場合は大気の汚染、それから水質の汚濁、いずれの場合におきましてもきびしい許容限度を定めること、ことに、この法律で措置がしてあるわけですから、うしなつと、こういう基準をつくつたり、それからその基準を守つていないかどうかといふことで改善命令等を出すといふことは、水質汚濁防止法、それから大気汚染防止法によりましてそれぞれの規定がございまして、そこで都道府県知事は排出者に対しては立ち入り検査ができるということに、それぞれの法律でなつております。当然その法律で工場、事業場に対しては立ち入りを

○中村波男君 予定の時間をだいたいオーバーいたしましたので、まだ質問を残しておりますけれどもこれで終わりたいと思ひますが、施行期日で、六月月をこえない範囲を想定しておるようでありまして、これはできるだけ早く施行をしてもらいたいと思ひますが、具体的にいつごろ施行ができる予定でありますか。

○政府委員(中野和仁君) 私たちとしては、六月月以内でできるだけ早くといふふうに考へておりますが、ただいま申し上げました大気の水質、あるいは水の法律の施行といふことと同時にやる必要があるわけでございますので、関係各省と連絡をしまして、施行期日をきめたいと思ひま

す。

○北村暢君 私には、あす同僚議員から法案の内容についていろいろ質問があるようでございますから、先ほどの中村君の質問とも関連する面が多いのですが、この法案並びに今後の損害の補償関係等にも関係をもつてくると思われる、非常に基礎的な問題について若干お伺いしたいと思ひます。先ほど安全基準の問題について要観察地域の指定の場合の〇・四 PPM、それから食用としての許容量一 PPM の問題が出ていますので、一応の方針としては先ほどの論議でもわかったんですが、やはりこの基準をきめるにあたって、非常に問題があるから先ほどのような論議がやはり出てくるのだと思ひますが、厚生省にまずお伺ひしますが、要観察地域指定の〇・四 PPM というのをきめたのは、平常の非汚染地域における平均が〇・〇七 PPM ですか、その最高が〇・四 PPM である。したがって〇・四 PPM 以上は何らかの人為的な作用があったこととからして要観察地域にするのだ、こういう説明のようですね。それが、先ほど米食糧庁の次長からも言われているように、何か基準であったかのごとくに伝えられて、安全基準であったかのごとくに伝えられて、いろいろ問題が起こった。こういうことなんです。その後、食用としての安全基準一 PPM、玄米で一 PPM というものを決定するに至った経過について若干御説明を願ひたい。これはやはりいろいろ学者によつてこの安全基準について疑義を持っている人もたくさんいるわけです。したがって、それに至りました事情をひとつお伺ひしたい。

○説明員(菅澤茂君) ただいまの先生のカドミウムの安全基準をきめるに至りました経過について説明せたいとお話でございます。御存じのように、富山県におきまして、工場汚染による住民の方の不安が高まりまして、住民の方の健康診断をするための基準をどうやってきめるかというようなことで、これは厚生省の公害部が中心でございますが、厚生省の公害調査委託研究費を出しまして、

て、学者の先生方にいろいろ御相談を申し上げた。大体労働衛生の観点から、住民の方の尿中のカドミウム量が三十マイクログラム・パー・リッター、一リッター当たりの尿中のカドミウム量が三十マイクログラム以上ありますと、やはり第一次検診から第二次検診への観察を続ける目安にしたいというところで、大体三十マイクログラム・パー・リッターに尿中のカドミウム量を押さえますためには、米のカドミウム量を一 PPM 未満に押さえる必要があるというようなことから、富山県の要観察地域に限つてそういう基準を定めたわけでございます。

ところが、先ほど食糧庁のほうからお話ございましたように、また先生からも御指摘がございましたように、カドミウムは自然の状態に含有する金属でございます。その汚染されない自然の状態の最高が〇・四 PPM である。そこで、この〇・四 PPM 以上あるところは一応人為的汚染の可能性があるとということで、要観察地域に公害課のほうで指定してまいつたわけでございます。そこらあたりから〇・四があたりか先ほどお話がございましたように、それをきえることと非常にあふないというような認識を持たれましたために混乱が生じまして、さらにその要観察地域の PPM という数字を、富山県のその要観察地域に限つてそういうことを申しましたために、それじゃあ全国の米は一体どうなるのかと、そういう声が高まりまして、食糧庁からも強い御要請がございまして、そこで食品衛生上の立場から、先ほどの労働衛生の観点からとは別に、食品衛生法上どうであるかというような、観点をかえまして学者の先生方に御相談申し上げたわけでございます。そこで、局長がこの本委員会でも御答弁申し上げましたとおり、カドミウムを御研究なさつていらっしゃる方と、それから厚生省のほうの大臣の諮問機関でございます食品衛生調査会というのがございまして、その毒性部会の毒性をやつておられる部会の方と、両方の合同で微量重金属調査研究会というのをつくつていただきました。そこで内

外の文献を検討していただきまして、そこで四十五年の七月二十四日に結論を出したわけでございます。

その概略を申し上げますと、まず日本国民の米の一日平均摂取量は三百三十四・七グラムでございますが、これをたくさん食べる方もいらつしやるといふことで、大きめに見まして、まず五百グラム摂取されることといたします。そうなりますと、一 PPM の米を五百グラム食べたといふしますと、カドミウムはその五百グラムの米の中に五百マイクログラムということになります。それから汚染地域における米以外の食品のデータがございまして、大体八十二から百五十マイクログラムの間でございますが、その最高をとりまして一日百五十マイクログラム摂取するといふしますと、先ほどの五百マイクログラムとを加えて、米と米以外の食品から六百五十マイクログラムを毎日摂取するということになります。またそのほか水を飲みますので、水は大体〇・〇一 PPM といたうのが水中に含まれるカドミウムの最高量とされておりますが、その最高をとりまして、それを一・五リットル毎日飲むことといたします。そういたしますと、大体十五マイクログラム摂取する。それと合わせまして、この六百六十五マイクログラムのカドミウムを毎日摂取した場合に、はたして安全かどうかというような検討をやつていただいたわけでございます。

その結果、いろいろの文献がございまして、ちょうど大でカドミウムを一〇〇 PPM 水の中に含ましめて毎日飲ませますと、四年間継続して調査したデータであります。それによりまして、毎日千マイクログラム・パー・キログラムでございますが、千マイクログラム・パー・キログラム摂取しても大体安全であったというようなデータ等を比較いたしますと、この六百六十五マイクログラムというのとは成人の一日おとなの量でございますから、これをキログラムに換算いたしますと、大体十三マイクログラム・パー・キログラムといふことになります。大体千マイクログラム・パー

キログラムから見ますと約八十分の一くらいの量でございます。ただ犬の実験につきましては、水に溶かして水溶液で与えました実験でございますので、文献によりまして大体吸収率が水溶液のほうが一般食品に含まれたカドミウムの吸収率よりも高いということが言われております。それと勘案いたしますと、大体食品衛生のほうで換算します場合には最大の量と申しますが、中毒を起こさない、害を起こさない最大の量に安全量を大体百分の一かける。それでその量であれば一生毎日食べ続けても大丈夫であるという量をきめるのが常でございます。そういうことで大体それが八十分の一の安全率でございますが、吸収率を勘案いたしますと大体百分の一と考へてもけっこうであるというようなことから、一 PPM 未満の米を規定すれば大体安全であるという結論が出たわけでございます。

以上、ちよつと長くなりましたが、経過の状況を御報告申し上げます。

○北村暢君 そういう事情はなかなかこれは専門家でなければ一度説明を聞いても、私もそれで正しいとか正しくないとか、批判する意味ではありませんけれども、とにかくこの基準のきめ方が、もともと食品衛生法の食品の許容量というのをきめるのは厚生省であつたのが、公害課が、いわゆる先ほど説明がありました尿一リットル中の三十マイクログラムから逆算をして出した数値であるといふことはもうはつきりしているわけなんです。それは食品衛生調査会並びにその中の微量重金属調査研究会ですか、研究調査会等にはかつて裏づけをした、こういういきさつがある。もともとこれは動物実験をやつてそのまゝ出てきた数値ではなく、先ほど言ったように尿の一マイクログラムから逆算したものである。ところが摂取量と尿の相関性からこれを出したといふのですけれども、この排出する尿といふものの相関性はあるが、非常に人によつても違ふし、体質によつても違ふし、そもそも基準になる大もとが非常に不確実な

要素によってこれができているというところに専門学者が、医学書なり、なんなりが、疑問を持っておるのですね。ですからあなたのごころの国立衛生試験所の専門家も、これは技術が進んでくればこの基準は高くなり低くもなるということはあるけれども、現状ではもうどうにもしようがない、これが正しいのだ、こういうことのような説明がもうすでに新聞等に出ておりますがね。

ですからそもそも食糧庁が富山県のイタイイタイ病の問題で実際は富山県に限ってつくった基準が全国の基準になった、これは非常に暫定的な基準であつたわけでしょう。暫定的な基準、しかも暫定的な基準としてきめたものが全国基準に肩をわりした。こういういきさつがある。ですからそういう点で実際にイタイイタイ病の問題を取り扱っている専門的なお医者さんから疑問が出てくるわけですね。ですからこの問題はなかなか複雑なんでありまして、厚生大臣が胸を張って「〇 PPM 以下の米ならば喜んで食べます」と、こういって胸を張ったんですけれども、まあそう言わざるを得ません、それはきめたのですから言わざるを得ないのですが、私は問題がやはりあるんだらうと思います。

そこで実際にこの基準を、試験を實際にやるとするならば少なくとも二年はかかる、こう言われているのですね、言われているわけですね。したがってこれは暫定基準であるのか、これからこの食品衛生法に基づく許容基準というものを、米に對して許容基準というものをいま直ちにこれからその基準について研究し、それを究明するための作業というものが實際にやられるのかどうなのか。こういう点について方針を承りたい。

〇説明員(齋藤茂君) たいだいまのお話でございますが、私どもは調査会の、研究会の御報告もいただきまして結果、いろいろ手続等の関係もございまして事務上いろいろ手続関係を詰めた結果、本年の十月十五日の厚生省の告示をもちまして一応米の成分規格を定めました。一応食品衛生法上の第七條

に基づく成分規格で米の PPM を基準といたしております。ただ先生の御指摘のございましたように、まだこのカドミウムについては、なかなか本格的な実験成績がございせんので、私は可及的すみやかにこの慢性毒性、あるいは体内の吸収の状況がどうかであるかという問題につきまして研究を、本年度から国立衛生試験のほうで始めて、できるだけ早く安全性についてのはっきりした基準を確立したいと考えているわけでございますが、いま御指摘になりましたように動物実験で確かめる場合には、大体三年ぐらい年月がかかるようございまして、一応それまでは、そのはっきりした成績が出ますまでは、この基準でまいるたいと思っております。

〇北村暢君 いまお聞きのとおりカドミウムに対する試験というものが、いままです全然データというものは持っておられないで、きのうの厚生省の課長の話では、アメリカよりもはるかに日本のほうが技術的に進んでいるので、農薬の残留許容量というもののについても、日本のほうが正しいのだと、こういうことでありましたがね。實際は非常にまだ問題のある基準であることは間違いないと思ひますね。ですからそういう点でまだまだやばい、この基準そのものに問題があるし、そのためにいま各地でこの問題について問題が起つてきている、事実、問題が起つてきている。それで厚生省のきめた白米で〇・九、玄米で一・〇 PPM というのは、これは安易にすぎます。もう少し基準は厳格にすべきだ、という、まあお医者さんである萩野さんは〇・四 PPM ぐらいが安全基準として、まあ妥当ではないかという意見を述べているわけですね。そういう点で先ほど来問題になっている配給米等についてもこの汚染指定地域、感染地域の米は配給するとか、しないとかという問題が出てきて、こういうことだと思ひます。

しかもこの前の東京都の立川と府中等に問題が出てきているのも、東京都がそういったあぶない米については、汚染されている米については買い上げるということで、これが食管法違反であると

かないとかということが国会で論議になったようなくらい、厚生省が声を大にしても、これは許容基準で絶対安全だといつても、なおかつ東京都では、それ以下の米も東京都で買い上げるといふような問題が現実に起きているわけですね。それは非常にその基準を決定する上において急いだために、多くの問題を残しながら急遽きまった、急いだ、きめたというところに問題があるわけですね。ですから、いまその点についてはこれデータもないものを環境衛生局の担当の食品衛生課でいま直ちに結論を出せといつてもこれはもろろん出ないわけなんです、やむを得ない措置であつたと思うのですけれども、そういうやはり背景というものがあつたということだらうと思ひます。

そこでこれは告示をされましたから、これは法律的効力は当然食品衛生上の効果として発動されるわけですね。ですから一・〇 PPM 以上の玄米、これは食用に適しないということに告示されたのですからそういうふうになるわけですが、そういうふうにする、食品衛生上の基準ではこれはあつたわけなんですけれども、問題は、今度の法律に關連をして特別の工事をやる、汚染防止のための工事をやるという場合に、一、費用負担の問題と關連をしてどの程度の汚染がなされれば費用負担の責任が出てくるのか。この問題はこれは食品衛生上の告示の問題とは別の問題で私はこの問題が出てくるのではないかと思ひます。というところは、先ほど来話がありましたが、費用負担法と今度の農用地汚染防止法との費用負担について若干違ふ面がありますね。あります、今度の事業の場合は「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは」「農作物等の生育が阻害されると認められるもの又はそのおそれが著しいと認められるもの」、こういうようなことで不確定要素を含めてこの事業が行なわれるようになっていくわけですね。

その場合、一、先ほど話がありましたように、米の全国平均が〇・〇七 PPM、ところが非汚染地域の最高でも〇・四 PPM に、おります。

それじゃ〇・四以上であるならば、何らかの人為的な作用によってカドミウム汚染が進んでおる、こういうことになるわけですね。その場合に〇・一 PPM 以上の工事をやつた場合に費用の負担の責任があるのか、〇・四 PPM 以上の場合はその工事を、企業が明らかなる場合は、原因明らかなる場合は普通より以上ということになって責任が出てくるのか、こころ辺のところはどのように解釈されるかということが問題になってくるのじゃないかと思ひます。これらの意思統一というものはどういふふうになるか。まあ法案そのものには作物の損害とか何とか関係ないわけですねけれども、作物そのものについては一・〇 PPM 以上はこれは食用に適しないのですから、企業が当然これは負担しなければならぬということになります。それ以下であるならばこれは食管法で買ひ上げるのですから被害はないわけですね。しかしながら實際問題としては、一・〇 PPM 以下でも交換をするとかいふことで、先ほど厳密に言わなかつたのですけれども、配給にははかばかしいということになれば、これは間接的に國は損害を受けるというところが出てくる。そこら辺のところのそういう作物の問題は、これはいまの法案に關係ないのでありますけれども、實際に工事をやる場合にどういふ基準でもって費用負担の責任が生じてくるのかということについては私は若干、いろいろな場合が出てくるから、疑問が出てくるのじゃないかと思ひます。そういう点について検討されて結論が出ておたならばひとつお示しをいたしたい。

〇政府委員(中野和仁君) たいだいまの点でございますが、費用負担法におきましては、「公害の原因となる物質により被害が生じている農用地」といふふうに定義づけております。それから土壌汚染防止法のほうでは、先ほどお話をございましたように、「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物」ということで、農畜産物のほうできめてございまして、したがって論理的にそれと若

干問題があるかと思ひますけれども、いまお話に出ておりますカドミウムの問題につきましては、あるお話が厚生省のほうからありましたように、カドミウムによる汚染米については、これは一P M以上ということになったものをわれわれは「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物」というふうに考えております。そういうふうな考えでおりますので、費用負担法のほうによりますと、そういうものがまた、農地から見れば被害が生じておるといふことになるわけでありまして、したがって、カドミウム一P M以上含む米が生産されたと認められる農用地というのを具体的にこれはこれから調査をするわけでございます。そこについては費用負担法によって企業者側が費用を負担する、こういうことになるわけでありまして、ただ工事は、先ほどちよつとお話がありましたように、対策地域全体について工事をやることがある場合がございまして、それからなおまた農用水路を同時に直したいというふうなことがあるので、この対策地域外の事業が行なわれる場合があるわけでありまして、その場合の企業者側の費用負担は、先ほど私が申し上げましたとおり、残りのものにつきましては、先ほど何度も御議論がありましたように、なないろいなる費用負担の、費用負担といいますが、国費、県費の負担の方法ということから、農地局長が申し上げましたように、詰めた上でこれを持つ、こういう関係になるわけであり

ます。

○北村暢君　そういう法律的な問題ですが、ちよつとその辺に關連して、これは農政局長から、この法案以外の問題でも、費用負担の問題、やはり問題が農産物について出てくるのじゃないかと思ひます。で、いませつかくそこへいきまして、關連しておいておきたいのですが、いまのお話ですと、一P M以上のものは企業側が費用負担をすることが起こる、それ以外のものは起こらないとおっしゃる。ところが、農家の保有米あるいは、これはやみ米あつちやいけなないことなんですけれども、やみ米、そういうものが地域

において、その地域から出たということで売れない。これは適当な表現かどうか知りませんが、そういう見えない損害というものが出てくる場合があるわけですね。たとえばこれは米が余っているから、先ほどのように配給しないで済む。操作できるかもしれない。これは余ってないといふことを考えたならば、余ってないで○・四から一○までの間のものを買い上げた。事実問題としてそれは問題は買わない。売ろうたてて買ってくれないといった場合に、これは国損になりますね。そういう問題が出てくるわけなんです。その場合に、それじゃ一○以下だから企業の負担する責任はないのだ、こういうことになるかという、やはり現実にはこれは国が損したから、例はあれですけれども、国が損したか、個人が損したかという問題はやはり出てきて、今後裁判で争うなどといったときにこれは問題になってくると思う。どこを基準に企業者が負担しなければならぬかという問題が出てくると思うのです。これは土壌汚染の場合でもどこを基準に損害の費用負担というものが起こってくるか、これは非常に不明確だと思ひます。いま厚生省の告示でもって米の許容量といふものが定められましたからいいますけれども、これも厳密に争うといふと、非常に法律的には問題が将来出てくるのじゃないかという感じがしてゐるわけです。ですから、企業負担の線の引き方、どこからかという問題、先ほど言

つたように、企業は現実には非汚染地域の最高の○・四より以上出しておることだけはもう間違いない場合に、いま言った米の場合は一P M以上の米が出た場合に損害がはつきりますけれども、それ以外の、土地を売る場合に汚染されているから安くなるのかどうかという問題が出てくることはあり得ると思うのですよ、経済的には。そういう点について一体どういふふうにかんがえられるのか、どこが基準なのかということをはつきりしないじやないですか。そういうことはまだ検討されておらないのでしようか。

○政府委員(中野和仁君)　費用負担の問題は、企

業者側の故意とか過失とか、そういうことは全然別に、先ほど申し上げましたように、公害の原因となる物質による被害が生じておる農畜産物については、これは企業者が負担するといふことが明確になつてゐるわけです。いまお尋ねの○・四とかなんとかというところで経済的に損失を受けたか、こゝろ辺にやりますと、これは農家と企業者との間の損害賠償の問題になると思うのです。その場合の損害賠償の問題になりまして、企業者の排出した有害物質によつて経済的な損失を受けたといふ因果関係をどういふふうにかゝるか、そういうことの民事上の問題としていろいろ争ひが出てくる。こういうことになるわけがございまして、これは極端に申し上げれば、両者の見解が違えばこれは裁判問題にもなる、こういうことになるとなるかと思ひます。

○北村暢君　そうすると、この事業をやる場合ですが、企業者の負担の場合、一○P M以上の場合には企業者が工事の負担をする。しかしながら、基準の地域は○・四から要観察地域が指定されているわけでしょう。したがって、○・四から○・九の間の土地改良事業等についても、普通であるならばこれはやらなくてもいいという結果になるでしよう。しかし、信用問題からしてそれを広げてやる場合、現実問題としてはやはり○・四から○・九までは企業が汚染していることは間違いないわけですね。非汚染地域から比べればこれは汚染していることは間違いないわけですから、それはその程度に応じて負担をするという責任は出てこないでしようか。どうなんですか。

○政府委員(中野和仁君)　先ほど申し上げましたように、この法律でも人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されるということに限ってありますから、おそれがある農畜産物といふのは、米でいへば一P M以上となつております。それ以下はまだ人の健康をそこなうおそれがないわけでございます。したがって、この法律でそういうことで区別をしますけれども、土壌は排出規制をゼロにしない限りはやはり年々の蓄積がある

わけですね。そこでもう少し範囲を広げて地域指定をして対策をとるわけですから、義務的に企業が費用負担をするのは、まさに現実に被害を一P M以上の米をつくつておる土壌、こういうこととなるわけですね。それじゃそれ以下のところはどうか、こういうことになりまして、これは国、県、あるいは地元のある市町村、あるいは企業も、いまお話のように、おそれのあるものを、すなわちそういう状態を起しておるのではないかという問題で別に協力する、そういう問題は別に解決するかと思ひますが、費用負担法を厳密に解釈すれば、法律上はそういうことになるかということをおし上げたのであります。

○北村暢君　この点は非常に末梢的のように思ひますが、この点についてはこの程度にいたしますから、もう一つお伺ひしておきたいのは、問題は先ほど来言つております基準のものに疑問があるわけで、東京都のように一○P M以下でも都が買い上げた、そして農家の保有米等についても処置をしてゐるわけですね、現実にはそういう処置をしてゐるわけですね。これについて都としてはそういう問題が別途もう間髪を入れずそういう処置をしたわけですね。これが食料法違反とかどうとかいう問題になつてゐるのですが、立川その他多摩川の流域の地域について、これは厚生省関係になると思ひますが、○・四P M以上の結果が出てゐるといふのでありますから、これは要観察地域に指定されなければならない問題だらうと思ひます。この点は一体どのようなことになっているか、お伺ひしたいと思います。

○説明員(齋藤茂君)　要観察地域の指定につきましては、公害部のほうで御存じのようにやつておりますので、私は食品衛生担当でございますので、当を得たお答えをできかねますが、先生の御指摘のように、○・四以上のものについては、いろいろ資料を取りそろえて御報告いたしましたが、ものについて指定をするというふうなことに關してお

○北村暢君 このように要観察地域の指定をされたものが現在何地区あるわけですが、これらのものもほとんど次々にふえていくわけですね。それで農林省は、大体この厚生省の要観察地域指定を待ってこの問題の処理というのが、大体いままでそういうふうに行っているようですが、資料を見ましても、それ以外に農林省独自で調査をやっているようです。やっておるようですが、このカドミウムの問題についてはこれは全国的に高い数値が出るだろうと予測のつくところが相当あるわけですが、一体これはそういう面に対して、この法案が通れば農林省が独自にそういう調査をして対処をしていくというような能力というのか、そういう姿勢というものがあつたのか、どうですか。

○政府委員(中野和仁君) 能力も姿勢もございまして。と申しますのは、先ほど大臣からも御答弁がございましたが、土壌の問題というのは農林省がもう昔から調査をしておりますので、おおよそのことは大体わかつておるのです。ただ、カドミウム問題等、こういう汚染土壌という問題からつかまえるというところは最近のことでございますので、そういう面からの一斉点検を来年もやりまして、同時に緊急性のあるカドミウムの問題につきましては、来年はそれを中心に銅、亜鉛も含めまして数十カ所の精密調査をしたい。それからすでに要観察地域等は大体わかつております。そこにつきましても、対策をやるためのもっと具体的な調査までやるといふことで予算要求もいま大蔵省と追加要求をいたしまして折衝をしておるところでございます。そういうことで対処はできると思っております。それに関連をいたします調査対象といたしまして、国立の試験場に土壌関係に約三十名、それから県の試験場関係に、これは補助職員でございますけれども、予算定員を三百九名現在置いておられます。試験場には調査部というものを一つつけておるわけでありまして、対処は十分できると思っております。

○北村暢君 農地関係の調査についてはそういう積極姿勢があるわけですが、それじゃ生産された米に対する、この食品衛生法上の許容量が告示できまされたが、これを検査する体制というのは一体どうなっているのか、これはいまの要観察地域以外のところにも、○四PPM以上のところは観察地域になつてゐる。そして観察地域以外のところにも○四PPM以上のものがおそくあるに相違ない。いま局長の言われたように大抵想像はついているのだけれどもという話ですから、あるに相違ない。そうすれば、それを調べる方法というのは、これは厚生省としては、全国的に全国の産米についてどういう規模でもってこの許容量基準が守られてゐるかどうかを確かめる機構なり組織なり方法なりというものを、またその方針というものにどういうように対処されてゐるか、この点お伺いしておきたい。

○説明員(菅澤茂君) 検査の方法につきましては食糧庁の方ともよく御相談を申し上げまして、大体サンプリングの方法を、やはり産地によつて非常に異なつておるわけでございますから、産地別におかすような方法でサンプリングをしていく、それのその試料を検査するという形に告示ではない、たしておるわけでございます。やはり生産の段階で把握をしておられる食糧庁のほうで事前にチェックしていただくのが一番効率的でございます。その点につきましては、先ほどお話がございましたように、汚染のおそれのある地域を重点にやつていただきますように、私どものほうは、都道府県の衛生研究所が主としてその窓口になるかと思ひますが、県によりましては農事試験場のほうで能力をお持ちの方、ところもあるようでございます。現地の各都道府県の知事の段階でよく相談してらつて、その検査体制を整備してもらつて。お願いをしておるわけでございます。

○北村暢君 農地関係の調査についてはそういう積極姿勢があるわけですが、それじゃ生産された米に対する、この食品衛生法上の許容量が告示できまされたが、これを検査する体制というのは一体どうなっているのか、これはいまの要観察地域以外のところにも、○四PPM以上のところは観察地域になつてゐる。そして観察地域以外のところにも○四PPM以上のものがおそくあるに相違ない。いま局長の言われたように大抵想像はついているのだけれどもという話ですから、あるに相違ない。そうすれば、それを調べる方法というのは、これは厚生省としては、全国的に全国の産米についてどういう規模でもってこの許容量基準が守られてゐるかどうかを確かめる機構なり組織なり方法なりというものを、またその方針というものにどういうように対処されてゐるか、この点お伺いしておきたい。

○説明員(菅澤茂君) 検査の方法につきましては食糧庁の方ともよく御相談を申し上げまして、大体サンプリングの方法を、やはり産地によつて非常に異なつておるわけでございますから、産地別におかすような方法でサンプリングをしていく、それのその試料を検査するという形に告示ではない、たしておるわけでございます。やはり生産の段階で把握をしておられる食糧庁のほうで事前にチェックしていただくのが一番効率的でございます。その点につきましては、先ほどお話がございましたように、汚染のおそれのある地域を重点にやつていただきますように、私どものほうは、都道府県の衛生研究所が主としてその窓口になるかと思ひますが、県によりましては農事試験場のほうで能力をお持ちの方、ところもあるようでございます。現地の各都道府県の知事の段階でよく相談してらつて、その検査体制を整備してもらつて。お願いをしておるわけでございます。

○北村暢君 これは農林省は食糧を預かつてゐるのですから、食品衛生上の監督はこれは厚生省でありますけれども、無関係ではないわけですね。ところが前からこれは論議になりましたけれども、食糧庁自体としては、このカドミウム含有量を調査する能力も機能も持つておらない。持つておらない。ところが、農地局に行けば大体疑わしいところはわかつてゐる。いま説明を聞くという食糧庁のほうと連絡をして各県の衛生試験所がやると、一回何か連絡があつたことはあるのですか、一体、おそくこれはなかなか末端の食糧事務所が米を買い上げる際にそこまで配慮してやつてゐるという。ですから、その体制というものはあるのかないのかということ、これはもうきのうもくどくどいひましたけれども、必ずこれはどこかほかのところから大学が調べに行つて許容量基準よりも高いものが出たとかなんとか、そういうところから出てきてゐるのです。厚生省なり食糧庁なり役所側から進んでそういうものが発見されたという事例というものはあるかもしれませんが、ごくまれでなく、まれでないのかもしれない、私の聞いた範囲ではないようです。今度の警備地区であつて、各地の例がほかから出てきてゐる。したがつていまおっしゃられたようなことが、これだけいまカドミウム米の問題が公害問題と関連して大きな政治問題になつてゐるのですから、この際私はやはり全国の供出米についてこれは早急に調査する必要があるのではないだろうかというふう

かと思つたのです。これは大臣おられなかつたから大臣は聞いておられなかつたかもしれませんが、はつきりそういうことを大臣は食糧庁あたりから聞いたことがあつたか。おそくやつてないのじゃないかと思つたのですか。そうして、聞いておらないとすれば、これだけ大きな問題になつてゐるのですから、積極的に私は取り組む姿勢というものがあつてしかるべきだと、こう思う。農地局のほうのこの土壌のほうについては、先ほど聞きましたが、生産されてゐる米の問題についてそういう体制があるのかないのかですね、ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 能力も姿勢もございまして。と申しますのは、先ほど大臣からも御答弁がございましたが、土壌の問題というのは農林省がもう昔から調査をしておりますので、おおよそのことは大体わかつておるのです。ただ、カドミウム問題等、こういう汚染土壌という問題からつかまえるというところは最近のことでございますので、そういう面からの一斉点検を来年もやりまして、同時に緊急性のあるカドミウムの問題につきましては、来年はそれを中心に銅、亜鉛も含めまして数十カ所の精密調査をしたい。それからすでに要観察地域等は大体わかつております。そこにつきましても、対策をやるためのもっと具体的な調査までやるといふことで予算要求もいま大蔵省と追加要求をいたしまして折衝をしておるところでございます。そういうことで対処はできると思っております。それに関連をいたします調査対象といたしまして、国立の試験場に土壌関係に約三十名、それから県の試験場関係に、これは補助職員でございますけれども、予算定員を三百九名現在置いておられます。試験場には調査部というものを一つつけておるわけでありまして、対処は十分できると思っております。

○北村暢君 農地関係の調査についてはそういう積極姿勢があるわけですが、それじゃ生産された米に対する、この食品衛生法上の許容量が告示できまされたが、これを検査する体制というのは一体どうなっているのか、これはいまの要観察地域以外のところにも、○四PPM以上のところは観察地域になつてゐる。そして観察地域以外のところにも○四PPM以上のものがおそくあるに相違ない。いま局長の言われたように大抵想像はついているのだけれどもという話ですから、あるに相違ない。そうすれば、それを調べる方法というのは、これは厚生省としては、全国的に全国の産米についてどういう規模でもってこの許容量基準が守られてゐるかどうかを確かめる機構なり組織なり方法なりというものを、またその方針というものにどういうように対処されてゐるか、この点お伺いしておきたい。

○説明員(菅澤茂君) 検査の方法につきましては食糧庁の方ともよく御相談を申し上げまして、大体サンプリングの方法を、やはり産地によつて非常に異なつておるわけでございますから、産地別におかすような方法でサンプリングをしていく、それのその試料を検査するという形に告示ではない、たしておるわけでございます。やはり生産の段階で把握をしておられる食糧庁のほうで事前にチェックしていただくのが一番効率的でございます。その点につきましては、先ほどお話がございましたように、汚染のおそれのある地域を重点にやつていただきますように、私どものほうは、都道府県の衛生研究所が主としてその窓口になるかと思ひますが、県によりましては農事試験場のほうで能力をお持ちの方、ところもあるようでございます。現地の各都道府県の知事の段階でよく相談してらつて、その検査体制を整備してもらつて。お願いをしておるわけでございます。

○北村暢君 よく通達、通達といつて通達好きなんだが、そういうことは上のほうで連絡して

たつて買上げるほうは何も関係なしに、やっ

もらいたいというだけのこと、何もやっ

いのでしよう、買上げるときに、これは事実、

果にやっても買いたいというので、大体あぶない

と思われようなどころはわかるわけなんです

から、わかるのですから、三百万円かの機械も食糧

思っております。

○沢田実君 連合審査に際しまして、実は政省令

のことがたいへん問題になりまして、公害担当大

臣は、衆議院の議論の段階及び参議院の連合審査

の段階では政省令は間に合わなかったけれども、

参議院の委員会の審査の段階では政省令の案を出

らば「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物」

につきましては、土壤にたとえばカドミウムであ

れば一〇PPM入っておる、こういうふう

にきめるときは、土壌に一〇PPM以上

結露が出ておる、土壌に一〇PPM以上

カドミウムが入っておればこれは米に一PPM出

けでございしますが、実はそもそも費用負担法とい

う法律は、公害対策基本法の第二十二條の趣旨を

受けているわけにございまして、これは申すま

もなく、第一は事業者の事業活動による公害を

防止するための事業でなければならぬ、それから

二番目にそういうような事業であります、それ

たつて買上げるほうは何も関係なしに、やっ

もらいたいというだけのこと、何もやっ

いのでしよう、買上げるときに、これは事実、

果にやっても買いたいというので、大体あぶない

と思われようなどころはわかるわけなんです

から、わかるのですから、三百万円かの機械も食糧

思っております。

○沢田実君 連合審査に際しまして、実は政省令

のことがたいへん問題になりまして、公害担当大

臣は、衆議院の議論の段階及び参議院の連合審査

の段階では政省令は間に合わなかったけれども、

参議院の委員会の審査の段階では政省令の案を出

らば「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物」

につきましては、土壤にたとえばカドミウムであ

れば一〇PPM入っておる、こういうふう

にきめるときは、土壌に一〇PPM以上

結露が出ておる、土壌に一〇PPM以上

カドミウムが入っておればこれは米に一PPM出

けでございしますが、実はそもそも費用負担法とい

う法律は、公害対策基本法の第二十二條の趣旨を

受けているわけにございまして、これは申すま

もなく、第一は事業者の事業活動による公害を

防止するための事業でなければならぬ、それから

二番目にそういうような事業であります、それ

すが、先ほど銅、亜鉛とおっしゃられました、カドミウムの場合には、これは政令ではどんなふうにかきめようと思つていらつしやいますか。——もう一ぺん申し上げましょうか。土壌汚染防止法の第三条の「農作物等の生育が阻害され」云々と、私質問申し上げた点については、銅ですか、亜鉛ですか鉛ですか、おっしゃいましたね、それをカドミウムの場合にはどの辺に基準を置くようにお考えでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) カドミウムの場合には、先ほどから申し上げておりますように、当面は一PPM以上のカドミウムの米に含まれておる場合というのを、「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物」というふうに考えております。

○沢田実君 それは前のほうなんです。カドミウムでそのあとのほうがあるでしょう。「農作物等の生育が阻害される」云々ということにはならないですか、カドミウムでは。農作物はカドミウムとは関係ないから、その農作物の生育のほうには入らない、こういうお考えですか。

○政府委員(中野和仁君) カドミウムにつきましては、直接農作物の生育障害をまだ起こしてはおりませんので、よほどのカドミウムが入つておりましたら、そういうことがあり得ますけれども、カドミウム自体では生育障害は起こしてはおりませんので、私は先ほど申し上げました。

○沢田実君 そうしますと、いま総理府で御答弁くださったとおりで農林省としてもいいんですか。○政府委員(中野和仁君) ただいまのお話はこの費用負担法の解釈でございますので、総理府のほうの有権解釈に従うべきだと思いますが、私先ほど申し上げましたのは、当面カドミウムについては一PPMということから出発するものですから、そういうことで出発している間は一PPM以下はこれは被害はないということについては言っておるものですから、先ほどこの費用負担法の解釈でも、公害の原因となる物質により被害が生じているというのは一PPM以上だということを申し上げたわけなんです。ただわれわれの研究が進みま

して、土壌にたとえ一〇PPMが入つておれば人の健康をそこなうということになりますと、その一PPMというのは消えまして、土壌でものを考えるということになりますと、たとえば一〇できめるとすれば、一〇以上土壌にカドミウムが入つておる場合は被害が生じておる、こういうことになるわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、総理府の方も一回お尋ねしますがね、いま局長さんから答弁のあったとおりですが、現在米のほうから土壌のほうへいつておる、将来は土壌を基礎にしてそして対策地域をきめたい、こういうふうな農林省で政令できめて、そして土壌汚染防止法の対策地域というふうな農林省がきめれば、その対策事業については全部負担法の負担の適用を受ける、こういうふうな解釈でよろしゅうございいますか。

○説明員(小泉孝夫君) 先生御指摘ありましたけれども、私が申し上げておりますことは、費用負担法の法律解釈のことでございまして、それからもう一つのいまの御質問は、具体的事業にかかわるものでございまして、それで、費用負担法の解釈といたしましては、事業者が公害対策基本法第二十二條第一項に定める費用を負担させる場合における負担の対象となるいろいろな仕組みをきめるというだけでございまして、じやどういふ事業者にどういふような費用を負担させるかというふうな問題が具体的なことになるましたら、たとえば都市計画法であれば建設省のほうでありますし、それから農用地の問題であれば農林省さんのおっしゃつておるようになるかと思ひます。

○沢田実君 それから先ほど御質問が出たかどうかはわかりませんが、対策地域については、私がおりましたときは二十ヘクタールよりもっと小さくしたい、こういうことでした、政令では何ほにする御予定ですか。

○政府委員(中野和仁君) これは別に表にもございまして、政令できめるといふことにはなっておりません。これは財政当局との折衝のことでもございまして、折衝をいたしました上です

算措置としてどの程度まで公共事業費として引き下げられるかということから折衝するわけでございます。

○沢田実君 非常にばく然としていますが、大体の目標はないんですか、基準はないんですか。○政府委員(岩本道夫君) 公共事業でございいますから、そう小さいものでやるわけにはまいらぬと思ひますけれども、御参考までに申し上げますと、団体営事業で土地改良区等が事業を実施いたします場合は二十ヘクタールが一応採択の下限になつております。しかし、この事業の特殊性にかんがみまして、できるだけその基準を下げるようにこれから大蔵当局とも折衝してまいりたいと考えております。

○沢田実君 この参考資料の一番ですが、汚染されている面積が出ておるんですけれども、これは銅、亜鉛、カドミウム、鉛なおおそれによる汚染は出ておるんです、いま議論になつておるものはカドミウムが主になつておるんですけれども、カドミウムによる汚染の面積というものは出ていないでしようか。

○政府委員(中野和仁君) カドミウムにつきましては、これは最近のことでございますので分析しなければ具体的な数字は出ません。ただ、われわれの推定では大体カドミウムというのは銅なり、あるいは亜鉛なり、非常に共存しておるものは、亜鉛でございまして、亜鉛は大体われわれの調べでも二万六千ヘクタールということになっておりますので、カドミウムもそれに近い程度は一応人為的な汚染があるところがあるのではないかと推定はつくわけなんです。

○沢田実君 それからその次のページの——三ページですが、要観察地域が出ておりますが、おそらくこれは全部十ヘクタールくらいのところ、全部対象になる地域だと思ひますが、さしあたってこの法律が通れば要観察地域については全部対策地域として事業計画に繰り入れるというふうなお考えでしようか。

○政府委員(中野和仁君) われわれの現在までの

県からの報告、あるいは厚生省から伺いましたことによりまして、最低の地域でも十四ヘクタールでございまして、大きいところは相当な面積になつておりますので、われわれは県知事さんが当然計画を立てておられるというふうな考えでおります。

○沢田実君 それからNHKなんかの報道によりますと、これに準じたところが十八カ所あるとかあるいは東洋経済週刊誌によりまして五十五カ所あるとかというふうな問題が出ておるんですが、この要観察地域以外に汚染されて、当然この対策地域になるのじやないかと考えられるようなところは現在ではどのくらいあります。

○政府委員(中野和仁君) それはこれから調査をいたしますのでいま的確な数字は申し上げられませんが、来年度の予算要求いたしましたけれども、少なくとも先ほどは四、五十と申し上げましたけれども、できますれば四、五十の地域については調査をしたいということを考えております。

○沢田実君 第三条の対策地域とそれから特別地域というの、いまいろいろお聞きしておると、大体同じ内容のようなんです、どう違うんですか、具体的には。

○政府委員(中野和仁君) 対策地域は、先ほど申し上げましたように、カドミウムでいえば一PPM以上のところ、それに近いところということになつております。特別地域というものは、この中で厚生省の基準にもございまして、現実は一PPM以上の米がとれると認められる農用地でございまして、こちらのほうが狭いわけでございます。

○沢田実君 そうしますと、いまは、人の健康をそこなうおそれがある農産物が生産されるところですから一PPM以上を要観察地域と考えておる。それは全部特別地域で、実際に実施においてその地域は一致するところですから、これから特別地域よりも対策地域が研究によつてだんだん広がつていく、こういうことですか。

○政府委員(中野和仁君) いま一PPM以上の米が出ておる地区を特別地域といたしますれば、対

策地区は近くそれに近づくことが明らかなどところまで含めてありますから、当然そのほうが広いわけでございます。

○沢田実君　そうしますと、また蒸し返しみたいになりますけれども、さしあたって考えるのは、一PPM以上だというようなお話ですが、土壌を検査してからそれ以上入れると、こういうふうに理解したのですが、そうでなしに、最初から一PPMに近い、〇・八とか〇・九とか、そこまで広げてこつちをきめようと、こういうお考えですか。

○政府委員(中野和仁君)　その辺は調査結果いかんによりますけれども、いまおっしゃいましたように、〇・八とか〇・九とかそういう数字ではきめられませんけれども、そういうところも含めてやるつもりです。

○沢田実君　そうすると、岐阜県の神岡で、中村委員の質問があつたかもしれませんが、〇・八ぐらいのものが出まして、富山のイタイタイ病のもとであるカドミウムの排水口よりもっと上流のところの問題になつておるのです。おそらく何年か何十年か前のところだと思ひますが、岐阜県で検討して、法律が通つたらこの地域にひとつやってみてもらいたい、こういうようなことが考えられて申請されれば、この法律でその地域も該当すると、こういうふうな理解してよろしうございますか。

○政府委員(中野和仁君)　この三条にございますように、一PPM以上の米が認められるもの、またはそれらのおそれが著しいとなつております地帯をしようと思へばできるわけでございます。

○沢田実君　それでは時間でございますので、以上で終わりますが、土壌汚染防止法についても実際に実施するには相当たいへんな問題でございますので、今後のひとつ大臣の決意を話していただきますとして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君)　農政局長がお答えいたしておりますように、これから……いま私どもはこれだけで十分であるなどと思つておりません。

で、さらに検討を進めまして不安のなからしめるように最善の努力をいたさなければならないと思つておるわけでございます。

○委員長(園田清充君)　本案に対する質疑はこの程度にとどめておきます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十八分散会

昭和四十六年一月十三日印刷

昭和四十六年一月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局